

第3章 復興支援活動

エ 警務官による現場確認、採証活動の必要性に関する提言

- (イ) 今後、自衛隊も国外において治安維持活動を行うことが予想され、武器を使用する可能性が益々高くなることから、海上保安庁の不審船撃沈事案のように、ビデオ撮影等により相手の違法性、我の正当性を自ら証明することが必要
- また、司法警察権限を持った警務官を同行支援させ、現認、採証活動を実施させることにより公正性を担保することが必要

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 衛生・メンタルヘルス

(1) 衛生

ア 陸荷の準備した活動基盤

(ア) 自隊医療活動

16. 1. 20 蘭軍宿営地内に応急救護所を開設
業支隊医務官が、蘭軍宿営地内に応急救護所を開設し診療を開始した。また、蘭軍衛生隊へ診療支援を要請するとともに協同訓練に向けた準備を開始（無線による蘭軍呼び出し訓練）
16. 1. 26 蘭軍との不測事態対処合同訓練を実施
サマーワ宿営予定地で、緊急患者発生の状況における蘭軍衛生隊への呼び出し、急派された蘭軍衛生隊との共同の患者処置及び後送要領について訓練を実施。
16. 2. 25 サマーワ宿営地仮救護所（天幕×■）を開設
可搬式シェルター×■及び病院用天幕×■
16. 3. 28 サマーワ宿営地医務室を開設
逐次の拡張工事により、病院用天幕×■ エアドーム×■
可搬式シェルター×■ 野外手術ユニット（方面用）×■をもって医務室を構成
じ後、逐次プレハブ化、防護化により施設を拡張・強化
（※ 後日、エアドームは、気圧のエア漏れにより■コ破損）
16. 4. 15 第1回派遣間健康診断の実施
～ 5. 1 医務室の診療とともに、各派遣隊に対して定期的に健康管理指導、衛生教育、巡回診療等を実施し、疾病の早期発見及び健康維持を図った。また、■等に対する健康診断を開始（1回／月基準）
16. 4. 17 蘭軍の手術支援
衛生隊長以下■名が、蘭軍からの依頼により蘭軍野戦病院での手術に立ち会い技術支援を実施
16. 4. 24 蘭軍との第1回合同衛生訓練を実施
蘭軍ヘリによる患者空輸訓練を実施（じ後、継続的に蘭軍、英軍、豪軍更には米軍との合同衛生訓練や医療施設研修等を実施）
16. 4. 27 初の蘭軍ヘリ空輸患者後送
緊急患者■名を蘭軍に依頼し、■病院にヘリ後送を実施（派遣間、蘭軍及び英軍により■名をヘリ後送を実施）
16. 6. 9 同時大量の下痢患者の発生
～ 6. 10 ケータリングが原因とみられる大量下痢患者に対応
16. 7 吸血昆虫の調査開始（約1年間実施）
16. 7. 30 初の本国への患者後送

第3章 復興支援活動

無菌性髄膜炎の患者■名を、患者後送チーム（■病院からの派遣）が民間機により日本に後送し、■病院に入院（派遣間、■人を民間機により本国に後送）

16. 10. 20 緊急患者をクウェートの民間病院に後送

派遣間に延べ3名の患者が民間病院を活用

17. 6 健康診断の検討（マスコミの劣化ウラン弾報道による対応）

18. 6. 26 車両事故（タリル事故）での負傷者■名の処置

車両の横転事故により■名が負傷し、内1名は米軍の後送体系に基づき■病院に入院した後、本邦に後送し■病院に転院

自隊衛生支援の実施

派遣全期間を通じ、隊員の診療を実施するとともに「環境衛生（食品衛生検査、水質検査、防疫活動）」等を実施

（イ）医療人道支援活動

16. 1. 21 地元医療機関等と調整開始

業務支援隊医務官が現地医療機関の実態調査を開始するとともに、行政機関である保健局等の医療支援ニーズの把握を開始他国軍やNGO更には国際機関の支援状況も確認するとともに効率的支援を行うべく調整を開始

16. 2頃 グランドデザインの作成及びロードマップ作成準備

業務支援隊医務官は、現地医療機関の実態調査結果や他国軍等の支援状況並びに現地の医療支援ニーズから医療支援分野におけるグランドデザインを作成。これは、まず最も効果的で即効性のある中核病院（サマーワ総合病院、同母子病院、ヒドル病院、ルメイサ病院）の支援を行い、次に現地の医療基盤の基礎である初期診療施設（PHC：primary health center）及び救急医療体制の整備、更に人材の育成を行い、最後に高度医療機関の整備を実施するというものであった。

また、業務支援隊の他部門や外務省との調整を行い、逐次ロードマップの作成に着手

16. 2頃 外務省ODA案件の作成

業務支援隊医務官は、外務省サマーワ事務所に医療の専門家が不在のため、現地医療機関のニーズを把握し、案件の作成を行った。現地乳幼児死亡率の高さから最初の支援先をサマーワ母子病院にするなど、ロードマップ作成も進展させた。

16. 2. 12 現地病院での医療支援活動の調整開始

業務支援隊医務官や支援群医官等が、サマーワ総合病院で病院設備及び医療指導活動要領等について調整を開始。以後、母子病院、ヒドル病院、ルメルサ病院でも実施

16. 2. 19 イラク人医師等に対する医療指導を開始

第1編 イラク人道復興支援行動史

サマーワ総合病院における臨床検討会や病棟回診に陸自医官が参加し、診断や治療等についての助言、指導を開始した。

その後、陸自の各医療従事者による看護指導、臨床検査指導、放射線指導、薬剤・資材管理指導等を拡大

16. 3. 13 外務省ODA供与による医療器材の搬入開始

母子病院を皮切りに、逐次各病院に医療器材を搬入、技術指導を開始した。その後、ムサンナ県内のPHCにも医療器材等の供与を行う事業等も企画・立案・推進

16. 4. 17 「ご近所プロジェクト」として小学校で歯磨き指導を実施

～4. 27 歯科医官、看護官、歯科技工士が、宿营地近傍小学校で、のべ3日間にわたり小学生に歯磨き指導を実施

16. 4頃 UNDPによる清掃事業の開始

現地医療施設の環境汚染は著しく、清掃事業を計画したが、実施に時間がかかるため、国連開発機構（UNDP）に外務省を通じて打診し、事業化に成功（これにより病院の清潔化のみならず雇用の創出に貢献）

16. 6頃 陸自施設補修事業の初期診療施設への拡大

ムサンナ県内35カ所の初期診療施設の荒廃は激しく、多数の弱者への支援を考慮し、陸自による補修を計画・実施

16. 7. 24 サマーワ宿营地（出島地区）での医療指導を開始

情勢の悪化による部外活動の制約を克服するために、宿营地に現地救急車センター職員を招いて衛生技術指導を開始

これに合わせて、外務省ODAによる救急車や無線器材供与を企画立案し、推進（このプロジェクトは当初蘭軍が計画したが、資金不足で断念したため引き継いだ）

（ウ）現地医療スタッフの日本招聘を支援

現地の保健局職員、医師、看護師等を日本に招聘して約1ヶ月間の研修をさせる事業について外務省に打診し実施した。国内では防衛医大、中央病院、熊本病院等を研修した。

（エ）イラク国民等に対する診療支援を実施

宿营地内の雇用業者、地域住民等に対して人道上の理由から診療及び現地医療機関への紹介便宜等を実施

イ 教 訓

（ア）事態医療活動に関する教訓

α 高い治療レベルの保持による不測事態への対応が必要

イラク医務室では治療基準を「国連の治療レベル2 + α」とし、救急救命、応急治療、一般内科、一般外科、歯科治療機能を保持し、特に初期外科治療能力を重視した態勢を確立できた。

幸運にも派遣間を通じて緊急手術患者や重症患者の発生はなかったが、野外手術システムを使用した外科治療や大量下痢患者発生時には医務室機能をフル

発揮した医療活動を実施した。

イラク派遣のように独立的な任務を遂行する場合には、高い治療レベルの保持が必要であるとともに、派遣医官の技術援助手段として、テレメディスン等を用いて中央病院等との連携を図るシステム構築が必要である。

b 医務室施設は恒久的な治療施設が必要

医務室における高度な治療を実施するためには、医務室内の清潔度、患者管理、精密医療器材の保護等が確保できるプレハブ等の恒久的な治療施設が必要である。(イラク派遣では、対弾性工事を優先したためプレハブ医務室が最後まで完成されなかった。)

また、可及的速やかな医療支援態勢構築や最終的な撤収も考慮した、人員、器材、施設の展開について配慮する必要がある。更に、施設建設について医療従事者が業務をしながら逐次建設するのではなく、事前の施設展開部隊の派遣による建設についても検討が必要である。

c 離隔勤務者への健康管理態勢の保持が必要

イラク派遣では本隊(駐屯地)と離隔して勤務した [REDACTED] バスラ等の隊員に対する医療支援や健康管理指導等を、衛生隊からの巡回診療や空自医務室に診療を依頼する等の処置により実施した。国外派遣において本隊から離隔して勤務する部隊・隊員に衛生科要員を含ませることが望ましいが、困難な場合には健康管理について、特に配慮し不測事態への対処要領の確立が必要である。

d 不測事態の対応について

(a) 緊急後送用のヘリの確保

イラク派遣では、要ヘリ空輸患者発生時には蘭軍・英軍にヘリ空輸依頼し延べ9名の患者を後送したが、依頼先軍との早期の調整及び継続した患者搭載・地上連接等の合同訓練が必要(イラクでは第1回の合同訓練後、3日目に実行動となった。)

今後、ヘリ空輸後送の確実な運用を確保するためには、陸上自衛隊自隊でのヘリ保有の検討が必要である。

e 傷病者の本国後送への対応

(a) 日本への後送の必要が生じた場合、自衛隊中央病院から患者後送チームを現地へ派遣(医官×1、看護官×1)する態勢を保持し、延べ6名の患者を後送したが、今後複数正面への部隊派遣や戦闘を含めた任務派遣を考慮した態勢の保持が必要である。

(b) イラクから本邦への患者後送は民間機を活用したが、患者の症状(酸素吸入等の継続的な処置が必要な患者、担送患者、感染症の疑い等)により、搭

第1編 イラク人道復興支援行動史

乗の制約や手続に長期間要することがあり、迅速な患者後送のためには、航空自衛隊による自隊輸送手段（政府専用機、機動医療航空機等）の確保が必要である。

f 後送体系の調整・確立が必要

イラク派遣では、緊急時の後送体系は米軍等の多国籍軍に依存しており、その後送は被支援依頼国の主動的な後送となるため、平成18年6月に発生したタリル車両横転事故においても、米軍の後送計画に基づきドイツの病院に一時入院する処置となった。迅速な本邦への後送を行えるよう事前の綿密な調整が必要である。

g 派遣間の衛生器資材等の的確な管理態勢の整備が必要

補給サイクルと要求部隊（現地派遣部隊）、使用部隊（次期派遣部隊）間のズレや衛生補給管理者の不足により、医薬品・検査試薬等の適正な保管や使用期限管理、在庫管理が十分にできなかった。特に追送要求と補給品が届くまでの時間格差により、その間に部隊交代があった場合には追送物品の把握が十分にできなかった。

今後は、補給サイクルの検討、補給管理要員及び適正な保管施設の確保、在庫管理等の態勢整備が必要である。

また、現地医務室での使用器材は装備品よりも民生品医療器材が大半であるが、部隊整備員ではこれらの予防整備、故障修理が困難である。このため病院等で医療機器整備を行っているME（臨床工学）資格者等の編成又は部隊整備員への事前教育が必要である。

また、派遣前から商社等を通じ派遣国若しくは近隣諸国での外注整備が可能な態勢を確保することが必要である。

h 衛生上の認識、不安を除去することは極めて重要

現地での劣化ウラン弾の影響についてマスコミ等で取り上げられたことを受け、健康面からの安全性を証明するための検査について検討を実施したが、派遣地域が本来的に安全地域であること、従来どおりの派遣前・中・後における健康診断（身体的異常の確認、血液検査、尿検査）にて、異常の有無の確認ができることを踏まえ、更なる検査の追加をしないことを決定。

（なお、派遣隊員の健康診断結果からは劣化ウラン等による影響の異常は検出されていない。）

今後は、更なる派遣隊員や家族等の安心を獲得し、誤った憶測を招く恐れがないような対策をする必要がある。

また、現地においては隊員がγ線量計を付けていたが、統一された担任区分（主に1科が所掌）や計測要領等がなく、各群毎で独自に実施していた。今後は、これらの測定等が必要な場合には、当初からの計画に明記して実施することが必要である。

（イ）医療人道支援活動に関する教訓

a 衛生支援事項の決定は極めて重要

人道復興支援での医療活動を「直接医療支援」又は「間接医療支援」かの決

第3章 復興支援活動

定は、現地医療ニーズや安全性を含めた地域情勢を総合的に判断して、派遣効果を最も得られるよう慎重に検討することが必要である。

イラク派遣での医療支援が成果あるものにできたことは、平成15年9月の政府調査団に陸幕衛生部から医官1名が同行し、早い段階から現地の状況を的確に把握できたことが最大の要因である。

このため、医療活動支援が見込まれる場合には、当初の調査段階から衛生要員を含めた派遣が必要である。

b 効果的な支援要領の確立が必要

(a) グランドデザインとロードマップの作成

医療支援活動を実施する際、現地の医療状況全般を把握するとともに、現地の行政機関、各医療施設との密接な連携により（意見交換）、医療支援のグランドデザインを描き、更には具体的支援施策のロードマップを作成することが極めて重要である。

これにより、さまざまな関係者や関係機関（調整担当者である業務支援隊、支援実行者である支援群、外務省、陸幕、および現地医療関係者）の認識統一が可能になる。また、たとえ支援に遅れが生じて、いずれ実行されるものとして現地医療関係者に不要な不信感を持たせずに済むとともに、他部門の支援状況や各地域における支援状況などの全般的な状況判断から支援の優先順位決定に寄与することもできる。（特に、支援の地域間格差は住民の反感を招くため配慮が必要となる。）

(b) 複合的支援（施設補修、ODA医療機材供与と医療技術指導の連携）の実施

今回、間接医療支援の形態をとったが、ただ単に医療技術指導を行うのみならず、外務省ODA医療器材の供与にあたっては、その使用方法や保守整備要領の指導も行った。

更に、現地の医療基盤の整備における支援では、ムサンナ県内にある35箇所の初期診療施設（primary health center）の陸自による施設補修に外務省ODA医療器材供与、更には陸自による医療器材の使用法の指導等を組み合わせたが、現地医療関係者から極めて高い評価を得た。（同様の支援は、現地看護学校でも行われ評価を得た。）

(c) 現地と日本国内との連携による支援の実施

現地での医療技術指導のみならず、外務省やJICA（日本国際協力機構）と連携し、現地での技術指導に連動する日本国内での医師、看護師、医療器材整備技術者の招聘研修事業を企画・立案した。この際、陸幕衛生部が日本国内での調整に寄与するとともに、自衛隊中央病院や自衛隊熊本病院や中部方面衛生隊が研修事業に協力した。

(d) 他国軍や国際機関及びNGO等との協力関係の構築

支援内容が重複しないようにあるいは相互に補完しあうように調整を行うことにより、支援をより効果的にすることが可能であった。実際、米軍による初期診療施設への器材供与計画から外務省ODA器材供与内容を変更したり、英国が復興支援の一環としてサマーワ総合病院の補修を行い、蘭国もサ

第1編 イラク人道復興支援行動史

マールワ母子病院の補修を行ったが、日本の支援内容や時期を変更することにより重複を避け得た。

また、陸自が計画しても実施に時間がかかる支援については、他国や国連機関等にその実施を依頼し得た。特に医療機関の清掃について、国連開発機構（UNDP）に外務省を通じて打診し、平成16年4月には事業化に成功した。これにより病院の清潔化のみならず雇用の創出に貢献できた。

c 状況に応じた医療技術指導用器材の調達が必要

陸上自衛隊の医療技術指導用器材の調達は、あくまでも陸上自衛隊向けの国内調達であったため、器材の表示や取扱説明書が日本語であり、英語又は現地語の仕様になっておらず、隊員による英語表記に改めたシール張り付けや説明書の英語版作成で対応した。

このため、技術指導用の器材には、指導側及び被指導側の両者からみて適切である英語仕様の調達が必要である。

また、現地スタッフに対する現地医療レベルに応じた指導用プレゼン資料の整備は個人に委ねられていたが、今後は組織的に実施する必要がある。

（特に、現地では医療復興支援に必要な資料がなく、全て自前で調達した。多国籍軍の中には衛生部隊で図書館まで持っていた。）

d 現地に合致したODA器材の選定が必要

ODA器材等は現地に残地することから器材選択の際、現地におけるメンテナンスを考慮した選定が必要である。

また、器材に対する部外研修の制度化も必要である。

e 緊急時の住民診療態勢の確立が必要

住民診療は、保全の観点からは非常に難しく、特に医務室内での診療には3科の許可が必要であったが、判断には非常に時間がかかり緊急時には不適である。

f 間接医療支援の評価は困難だが重要

間接医療支援は、直接医療支援と異なり計数的な評価が困難であり、PR面を含めた実績評価での対応が難しい。

医療器材の供与、技術支援により母子病院での新生児の死亡率が約1/3に低下したことに寄与できたものの、現地医療従事者の医療技術の向上は短期間での成果とはなりにくい。

しかしながら、現地医療スタッフからの「直接医療技術を学べた、日本の医療支援活用のお陰でムサンナ県保健局の動きが良くなった。」との評価は、イラクでの活動が成功した実績として評価できるものである。

ウ 提言

(ア) 自隊医療活動に関する提言

a 被支援依頼国との信頼醸成の確立

最も有効な準備は、治療・後送体系を自衛隊独自で確立することであり、そのためには、現地から本邦までの治療態勢（現地医務室～野戦病院～自衛隊病院）、後送手段（救急車、後送ヘリ、航空機等）の確保とともに、継続的な衛生補給態勢を確保することが必要である。しかしながら、派遣部隊の規模、能力的な制約が大きい。

現状からは、多国籍軍等に依存する態勢とならざるを得ず、被支援依頼国との綿密な調整、継続的な合同訓練、相互医療部隊の研修等を行って現地での信頼醸成を築き上げておくことが必要であり、その枠組みを明確化し早い段階からの相互調整が必要である。

b 派遣部隊を現地でサポートする部外組織との連携（部外組織の確立）

国外任務において、補給品の現地調達、医療機関の活用等、国内外における民間力の活用は不可欠である。特に、衛生隊の装備は民間仕様と同様のものが多く、かつ自隊での医療器材等の高段階整備能力を保持することは困難である。

このため、自衛隊との連携を図った部外組織（米国のLOGCAP等）の構成が必要である。

c 派遣間の物品管理

今派遣においては補給機能が3ヶ月交代である群の中に組織されており3ヶ月の活動により交代となった。派遣のための物品（日頃の使用しない物品）等の掌握は2～3ヶ月では困難であり、補給機能は長期派遣要員に組み込まれた方が、物品の掌握・管理という点では有効であると思われる。

(イ) 医療人道支援活動に関する提言

人道復興支援における医療支援の形態の確立

イラク人道復興支援においては、国際緊急援助隊活動等で行われる直接医療支援と異なる医療技術指導を主体とする間接医療支援を実施して大きな成果を収めた。

しかしながら、派遣国における医療環境は劣悪な場合が多く、間接医療支援の場合には物的支援（医療器材等のハード整備）が不可欠である。

今回の外務省との連携は良好な実績となったが、今後更なる関係省庁との枠組みの確立が必要である。

なお、ODAによる器材供与に際しては、現地の状況を正しく判断し、また、現地の医療ニーズは復興の進展とともに刻々と変化するので、柔軟な支援内容等の計画修正や既存の医療システムに混乱を招かないような配慮が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) メンタルヘルス

ア 陸幕が実施した施策

(ア) メンタルヘルスカケア

a 対象

イラク復興支援群、復興支援業務双方

b 実施事項

精神衛生教育、メンタルチェック、カウンセラー及びメンタルヘルス診療支援チームを派遣、イラク派遣隊員に対する派遣前・中・後における各種施策を実施し、メンタルヘルスカケアを行った。

c 実施事項

(a) 派遣前に専門家によるストレスコントロールについての教育

(b) 派遣中、業務支援隊にカウンセラーを配置して、カウンセリングを実施

(c) 派遣前、派遣中及び帰国後にメンタルチェックシートを用いて精神状況を把握し、要注意隊員については、中隊長等に情報提供

(d) 派遣中にメンタルヘルス支援チームとして精神科医等を派遣し、診療・カウンセリング機能を強化

派遣中の隊員の精神的ストレスを除去するとともに、指揮官に対してアドバイス等を実施し、隊員の精神的健康状態を適切に維持するために、各支援群毎に自衛隊中央病院等の精神科医を含むメンタルヘルス支援チームを現地に派遣することとした。実施項目はストレス対処等に関する教育、指揮官等との面談及び隊員へのカウンセリング治療等を基本とした。

(イ) メンタルヘルス診療支援チーム

a 目的及び全般状況

派遣中の隊員たちのメンタルヘルス診療支援のため、計10回のメンタルヘルス診療支援をイラクのサマーワにおいて実施

時期	対象部隊
16. 3. 25～4. 3	第1次復興支援群
16. 7. 3～7. 12	第2次復興支援群
16. 10. 18～10. 27	第3次復興支援群
17. 1. 8～1. 19	第4次復興支援群
17. 4. 18～4. 27	第5次復興支援群
17. 6. 30～7. 16	第6次復興支援群
17. 10. 3～10. 16	第7次復興支援群
17. 12. 22～12. 29	第8次復興支援群
18. 4. 1～4. 12	第9次復興支援群
18. 7. 15～7. 26	第10次復興支援群
18. 9. 2～9. 9	RSU (クウェート)

第3章 復興支援活動

b 実施要領

(a) 各回とも陸幕長指示を受け、陸幕衛生部から要員を派遣、各派遣とも精神科医官等■名

(b) 各回とも外国出張扱いで実施

イラク及びクウェートにおいて診療支援を実施のため約7日～10日間にわたり滞在、複数回派遣の特技者（医官等）は、のべ派遣日数で1～2か月間滞在したことになる。

(ウ) クールダウンの実施

a 目的及び全般状況

帰国を目前に控えた各支援群及び業務支援隊の隊員に対し、十分な精神的休養と身体的疲労の軽減を図るとともに、家族や原隊同僚等との感情等の較差を是正し、日常生活に円滑に復帰することを目的として、計15回のクールダウンを実施

b 実施要領

(a) キャンプバージニア1泊、クウェート国内の民間ホテル2泊を基準として実施

(b) グループ討議、衛生教育等の実施にカウンセラーもしくは精神科医官によるカウンセリングを組み合わせ、帰国直前の2日間を充当し、民間ホテルでの休養を実施

c アンケート結果

(a) 各回とも、9割以上の隊員がクールダウンが有意義であったと評価

(b) メンタルチェック等により、精神ストレスが軽減されていたことが確認できた。

d 管理要領

(a) クールダウン事業は、衛生教育やグループ討議等を含めたプログラムの作成といった衛生部が所掌する専管業務以外の管理事項、特に案計予算に係わる業務、現地ホテルの調整（食事調整を含む）、移動及び輸送手段の確保・契約行為も含めて衛生部が一義的に実施

(b) 部屋割りに関する部隊の要望、天候の影響による細かい変更調整等は、本来衛生部が所掌できる業務以上の業務となり、煩雑で、かつ、非効率的な調整業務となった。

(エ) 帰国後の休暇等

イラク人道復興支援活動は、情勢不安定な地域において、悪条件下、かつ、十分な休養等がないまま連日の勤務となることから、帰国後に努めて連続した休暇等が取得できるよう陸幕人計第220号電（16.5.18）「イラク人道復興支援活動に従事した隊員に対する帰国後の休暇の付与要領について（通知）」により趣旨・付与基準を示し、部隊、隊員個々の実状を承知する所属長がこの趣旨等を踏まえ休暇等を付与するよう処置した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 教訓

(ア) メンタルヘルスケアに関する教訓

- a 隊員の精神状況の全体傾向を把握するための派遣前・中・後におけるメンタルヘルスケアは有効
- b 問題を抱えた隊員個々に対する、適時、適切なカウンセリングを実施するためにはカウンセラーの現場への随行派遣は有効
- c メンタルチェックの基盤は、指揮官による統率と細やかな身上・心情把握である。メンタルチェックの日安としてGIIQ30を用い、派遣隊員の精神状況を把握する一つの手段としては有用
- d 定期的なメンタルヘルス支援チームの派遣による機能強化は、常時1人体制のカウンセラーの支援に有益

(イ) メンタルヘルス診療支援チームに関する教訓

メンタルヘルス診療支援チームを各復興支援群毎に派遣したが、精神科医官等の要員の不足や派遣チーム要員への処遇・補償等については改善が必要である。また、スミッティ、バスラ、バクダット等、少人数で派遣されている隊員のメンタルヘルス施策についても、今後検討する必要がある。

(ウ) クールダウンの実施に関する教訓

- a イラクに派遣された隊員に対して、クールダウン施策を実施し、日常生活への復帰のための導入手段として有効であった。
- b クールダウンは、イラク復興支援活動において、日常生活への復帰のための導入手段として有効であり、今後の活動においても実施する価値は大である。
- c ホテルや移動、輸送手段の確保・調整等は衛生部が所掌できる本来任務ではなく、非効率的な調整となったことから、今後は、業務支援隊を対象として行われた「戦力回復」事業と同様、輸送担当やホテル契約担当等、他部所課の専門性を活用して事業を実施する必要がある。

(エ) 帰国後の休暇等に関する教訓

休暇については、原隊の回復への気遣いや不在間の未処理業務の処置、帰国後の急を要する職務等が気になり、十分に休養できなかった者も相当数いたものと推測される。

休暇の付与については、趣旨・付与基準を示し、部隊、隊員個々の実状を承知する所属長が付与したが、補職等によっては十分な休暇が取得できない者もあり、休暇を終えてから編成を解組する等、戦闘力を回復させるための休息を与えられる態勢を整備する必要がある。

ウ 提言

(ア) メンタルヘルスケアに関する提言

- a メンタルヘルスの施策は、部隊長等の実施する服務指導及び教育訓練との関係並びに、人事、衛生、監察等の機能を総合的に検討して、陸上自衛隊としての対処方針を確立することが必要
- b 今後は、オペレーション前に予測されるストレス度に応じたメンタルヘルスの実施を事前に十分検討することが必要

第3章 復興支援活動

- c 派遣隊員に対する出国前の予防施策としてメンタルヘルス教育や身上・心情把握を実施したが、指揮官及び個人に対するストレス対処能力の付与までには至っておらず、今後は、現実的でストレス度の高い訓練の実施等の施策についても検討することが必要
- d 派遣隊員の帰国後（原隊復帰及び異動を含む）のメンタルヘルスカアの継続が必要

G11Q30（心理アンケート）の結果や監察アンケート、現地カウンセラーのカウンセリング実施状況等の情報を集約して、派遣された隊員の所属する各方面総監部の心理幹部等に引き継ぐことにより、帰国後の継続的なケアが実施可能となる。

- f 派遣隊員の家族に対してもメンタルヘルスカアが重要であり、今後検討することが必要

（イ）メンタルヘルス診療支援チームに関する提言

- a 支援に係わる派遣隊員の地位等の規定

今後メンタルヘルス診療支援等、部隊支援任務で現地に派遣される場合においても、派遣部隊隊員と同等の処遇・補償を享受できるべく派遣の枠組みを整備する必要がある。派遣隊員及びこれに準ずる支援に係わる派遣隊員の地位等の取り決めについて、部隊編成との整合性を図りながら、これらの人員の規定を盛り込むことが必要。

（ウ）クールダウンの実施に関する提言

第1編 イラク人道復興支援行動史

- a 今後の国際貢献活動において、クールダウン実施の可否についての基準を確立する必要がある。(通常の国際緊急援助活動は除外されると思料)。
 - b 今後のクールダウン施策の対象となる国際貢献(案)
 - (a) 戦場に準じた地域・環境等での活動等
 - 1 銃の携行や防弾服等の着用在義務づけられた活動等
 - 2 砲弾等の攻撃の事実又はその可能性が高い地域での活動等
 - (b) 「死」あるいは「惨事」等と接する活動等
多数の「死体」「変死体」等と接する活動等
 - c 今後イラク型の海外派遣では、クールダウンに必要な予算、管理業務及び衛生業務に関して各部等が業務を分担し、それぞれの所掌の専門性を総合的に発揮する態勢の確立が必要である。
 - d 統幕と陸幕との業務の切り分けを明確にする必要がある。
 - e クールダウン中は、一人で気持ちを整理する時間、空間、自由を付与する必要がある、ホテルでは個室が望ましい。
- (エ) 帰国後の休暇等に関する提言
- a 休暇の日数についても心の健康状態を把握し、個々のストレス度に応じた個別管理が必要
 - b 派遣隊員の帰国後は、過度のストレス蓄積防止を図り、戦闘力を十分に回復させるため、派遣された隊員の補職管理を含めた施策を実施することが今後の課題

4 会 計

(1) 陸幕が実施した施策

ア 会計機関

当初、資金前渡官吏及び契約担当官は、主な調達源であるクウェートのみに配置し、サマーワには会計幕僚を配置していた。しかし、その後、自隊施工から役務施工に方針が転換したのに伴い、サマーワにも契約担当官を置くこととした。

イ 給与の現地払い

当初、給与の現地払いについては、現地の治安状況等を考慮し実施していなかったが、第2次派遣群以降、部隊の要求によりクウェートのクールダウン時に一部現金払いを実施した。

ウ 編成

当初、会計要員はサマーワ■名、クウェート■名であったが、計画よりもサマーワの会計支援所要が見積もりよりも大幅に増加したため、第3次派遣群以降サマーワを■名態勢とした。

エ 交流関連経費

報償費及び教育訓練費の示達を受け、地元住民に対する物品の贈与及び部族長への記念品の配布等を実施し、自衛隊の活動のPR及び隊員の安全確保を図った。

オ 異なる環境下での現地調達

サマーワ、クウェートともに日本と全く異なる文化・商習慣の環境下での調達を実施した。

- | |
|--|
| <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力、資格のない者による売り込み ・10倍以上の高い価格から交渉開始 ・商慣習の違い：契約書・領収書のない契約・支払い ・落札者へのねたみ及び妨害 ・時間観念（納期意識）の欠如 |
|--|

(2) 教 訓

将来、国外任務が本来任務化し、迅速な部隊の派遣を期する場合における政府としての予算措置（国外任務への当初からの予備費充当）の道筋をつけることができたのは、今回の国外任務に対する本格的な予備費導入が出来たことによる。

(3) 提 言

予算科目の新設（使用目的との不整合（国際貢献活動への教育訓練費の使用）及び執行における柔軟性を考慮し国際貢献活動経費に関する予算科目の新設を提言）

第1編 イラク人道復興支援行動史

5 広報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 広報事業の観点

政府・防衛庁・陸幕の立場から防衛庁・陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する自主的・協力的な部内外広報を積極的に実施した。

(ア) 自主的広報活動

広報ポスター・パンフ・ビデオ・グッズの作成配布、イラク人道復興支援活動展（陸自広報センター）、街頭大型スクリーン全国放映、応援歌・白書作成・配布、衛星電話会見・会議の実施、各種広報行事における広報ブース設定・ビデオ放映、防衛庁・陸自ホームページ、部内広報誌「Army」、「陸幕だより」掲載・配布

(イ) 協力的広報活動

国内外各種公的・私的媒体等への取材協力・写真提供、部外製作物のパッケージ広告等、部内外講話の調整・実施

イ 報道対応（国際報道）

(ア) 外国プレス（米国：AP、ロイター、英：BBC等）の報道対応窓口は国内においては内局広報課国際報道担当（現在は、国際報道室18.8以降編成）であり、それをサポートする形で取材対応した。

(イ) 現地においては、国際報道専門官が不在のため、他のメディアと同様に現地広報組織が対応した。

(ウ) 派遣間、自衛隊のイラク人道復興支援活動が国際社会で大きく報じられることはなく、メディア側からの一方的なニーズへの対応の結果、断片的な報道に留まった。

ウ 不測事態における報道対応

(ア) 宿营地近傍等への砲弾事案において、記者の問い合わせが殺到し、適時・適切に対応できない場合、誤報になるばかりか、隊員家族へ不安感を与えかねない事態になることが予想された。

(イ) しかし、イラク派遣に関する報道は政治判断によるところが大きく、官邸までの報告が終了し、その対応窓口が基本的には内局広報課であったため、陸幕での対応には時間を要した。（イラク初期）

(ウ) 迅速に対応できなかったため、現地からの情報として報道（誤報）され、結果として派遣隊員家族に不安感を与えるに至った。

誤報の一例：朝日新聞による報道（16.8.11夕刊）

「2発が宿营地内に着弾」と現地報道として報道

エ 不測事態時の通知と報道

平成18年6月26日1745にタリル空港手前約10km付近でLAV横転事故が発生し、本事件を受け留守家族へ通知をするとともに報道対応を実施した。

第3章 復興支援活動

(ア) 概要

時間	内容
1745	事故発生
1835	事故1報受け
1936	陸幕厚生課通知開始
2015	12後方支援連隊による家族への通知完了
2030	事案に関するピンナップ（内局運用課）
2040	空挺団による家族への通知完了
2222	時事通信、事故第1報を配信

(イ) 人事

- ・ 通知終了までの時間的規制は設けず、「速やかに通知」とした。
- ・ 家族への伝達事項は、怪我の状況等必要最小限かつ家族が安心できる要素に着意
- ・ 事故発生後、家族への通知と報道への対応について検討し、運用、広報及び人事で合意（18. 7. 14）
- ・ 通知フォーマットの見直しを実施、家族への通知以前に報道可能な情報について明確化

(ウ) 広報

- ・ 事故発生から2時間45分後に、事故発生をピンナップ公表
- ・ 報道機関から、事故発生2時間以内に発表すべきであると指摘（事実確認と家族への連絡に2時間を要したと説明）

オ 物損事案発生時の広報活動

平成17年6月23日0840「任務のため、軽装甲機動車■両、高機動車■両からなる梯隊は、第3ゲートを出発、0900サマーワ市南東部道路右側で、簡易爆発物（IED）が爆発した。人員に異状はなかったが、3両目の高機動車は、フロントガラス破損及び右側ドアノブ変形の被害を受けた。

カ 報道対応（一般）

- (ア) 今回のイラク派遣は、メディアの関心が高く、いかに報道機関に対して適時・適切に情報提供するかが重要であったため、定期的な記者ブリーフィング、メールによる報道配信を継続した。
- (イ) 記者ブリーフィングは、現地の活動が終了する時間に合わせ、陸幕広報室において広報室長等（統合体制以降は、統幕報道官）が現地の活動状況を説明するとともに、映像の提供を実施、メールによる報道配信は、現地の一日の活動を総括した資料とともに、写真の提供を実施し、活動を周知した。
- (ウ) 上記の報道対応の他、国内からも現地の隊員取材等の便宜のため、衛星回線を使用した群長・隊員インタビュー取材の便宜を図り、広報の活性化に努めた
- (エ) 中央紙において関心が低い場合でも、地方での関心が高い場合があり、上記と同様の便宜を図るとともに、隊員の手記等の掲載を働きかけ、広報活動を継続した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 教訓

ア 広報事業の観点に関する教訓

- (ア) 今後の活動においても、国内外の複数メディアを通じた効果的な部内外広報を実施するために、政府・庁・陸自の横断的な調整による積極的な広報が極めて重要である。効果的な媒体の開拓、有効活用を再検討する必要がある。
- (イ) 協力的広報活動、特に部外会社等の製作物に対する更なる積極的な広報努力が必要である。
- (ウ) 内局広報課が実施する広報に対する各幕の緊密な連携と相互の整合性が必要である。

イ 報道対応（国際報道）に関する教訓

- (ア) 国際報道及び国外への自衛隊のPRは極めて重要である。
- (イ) 報道機関による、国際的な自衛隊の活動の広報は、イラク人道復興支援活動に取り組む日本政府に対する理解を図る上からも極めて重要である。
- (ウ) メディア側からの一方的ニーズに対応するのみではなく、世界情勢を基礎に発言すべき「情報」、「地域」を検討、確立し、国内と現地広報組織が一体となり、外務省と連携した積極的な広報を展開すべきである。

ウ 不測事態における報道対応に関する教訓

- (ア) 官邸まで報告以前に回答できる事項を精査し、迅速に対応することは極めて重要であり、特に隊員の安否、事案の概要については迅速に対応できるシステムを確立する必要がある。
- (イ) 陸幕厚生課との連携による隊員家族に対する報道教育の実施（家族説明会の場を活用）は、報道の信憑性の理解を図るため極めて効果的である。（信用するのは、隊員或いは陸幕からの連絡）

エ 不測事態時の通知と報道に関する教訓

- 報道対応の迅速性と家族への通知の確実性との節調のための、不測事態発生時の報道対応の確立が必要である。

オ 物損事案発生時の広報活動に関する教訓

- (ア) 広報における主導性の獲得はきわめて重要
広報は、各系統からの情報を、文章化して早い段階から主導性を獲得する必要がある。一旦受動に陥ると、再度主導性を回復するまで時間と労力がかかる。
広報活動主導性発揮の要件は、焦点となる情報を速やかに獲得し、トップの了解を得て情報発信することである。
- (イ) 発信する情報の統一が重要
各情報を一本化することが重要である。今回は、内局運用課が広報窓口になったが、復興支援群から発せられる情報はどこを切っても「金太郎飴」でなくてはならない。
- (ウ) キャンプスミッティTFEへの広報スタンスの事前通報の重要性
事案発生現場に進出するTFEには、日本隊側の広報スタンスを事前に通報することが必要である。

(エ) 留守家族への配慮は極めて重要である。

「安全情報」を最優先して本邦に発信し、家族に安心感を付与する視点が重要である。

カ 報道対応（一般）に関する教訓

(ア) 軽易に実施する記者ブリーフィング、メールの配信は、記者の関心を継続させる上において、極めて効果的である。

特に、イラクには、外務省の退避勧告以降は邦人記者が立ち入れなかったため、現地部隊が撮影した画像・映像の提供は重要であった。

(イ) 群長の現地入り等の結節を捉えた衛星回線を利用したTV会見、記者のニーズに応じた隊員インタビュー等は、記事化する有効な手段である。

(ウ) 手記の提供等による記事化（記者による取材ではなく）は、誤報のない広報が実施できる。

(3) 提言

ア 広報事業の観点に関する提言

(ア) 政府・庁・陸幕の広報の在り方、実施要領、連携に関する協議・調整を実施して、更に有効かつ効果的な部内外広報を拡充する必要がある。

(イ) 予算の獲得、執行等に関する内局等との連携と整合性が必要である。

イ 報道対応（国際報道）に関する提言

(ア) 外務省と連携した内局国際報道室を主体とした報道対応の確立

(イ) 現地への国際報道担当の派遣を検討（内局国際報道室から派遣）

ウ 不測事態における報道対応に関する提言

(ア) 政府レベルにおける不測事態の報道に関する検討が必要である。

(イ) 庁以下での報道対応としてのノウハウの蓄積（家族支援との連携）

エ 不測事態時の通知と報道に関する提言

(ア) 不測事態の通知

通知の確実性を維持しつつ、速達性を追求するため、情報の流れ及び通知フォーマットを4幕及び各方面隊等に共通手順として徹底

※個人情報に該当する内容は家族の了承を得ることが必要

(イ) 報道

家族、部隊等への伝達と事実公表のタイミングと内容の検討

オ 物損事案発生時の広報活動に関する提言

今後増大するであろう国際貢献に際して、広報担当に対する必要不可欠な事項として徹底する必要がある。

カ 報道対応（一般）に関する提言

(ア) 報道対応の手法としての蓄積、国際貢献時の報道対応に反映

(イ) 特に、長期化が予想される活動では衛星回線の確保を検討

第1編 イラク人道復興支援行動史

6 民事－住民施策、ODA

(1) 陸幕が実施した施策（活動初期における民事活動）

ア 16. 2～16. 6頃までのHIA (Humanitarian Assistance)

地域住民との良好な関係醸成により、任務遂行環境醸成、部隊の安全確保、任務遂行基盤の構築を容易にする。

時期	活動内容
16. 2. 2	羊の贈呈式（AL-ZYAD族）
16. 2. 3	羊の贈呈式（キッド、ルメイサ）
16. 3. 18	文房具贈呈（ザウラ小学校）
16. 3. 23	文房具贈呈（ヒラール：アル・ヤルムーク小学校）
16. 3. 28	文房具贈呈（マジッド：バトリール小学校）
16. 3. 29	文房具贈呈（ブサイヤ：ルッサバ小学校）
16. 3. 31	文房具贈呈（スウエイル：ザルカ小学校）
16. 4. 3	文房具贈呈（ウルカ村、ナジミ村）
16. 4. 4	文房具贈呈（サルマン）
16. 4. 13	ご近所プロジェクト
16. 4. 17	ご近所対策（アル・アガド、アル・ガドロ）
16. 4. 20	ご近所対策（アル・ハワス、アル・ナケル）
16. 5. 3	ご近所対策（ムスタファ・ジュクード小学校）
16. 5. 5	ご近所対策（イボ・フラス小学校）
16. 4. 20	支援群市民向け広報資料配付（4, 500部）
16. 4. 20	ご近所対策（アル・ハワス、アル・ナケル）
16. 5. 20	イラク人溺者捜索協力（ブルハ族）
16. 5. 23	ムサンナ県スポーツクラブにサッカーボール提供
16. 6. 1	サマワ放送開局
16. 6. 10	サマワ観音サッカー試合

第3章 復興支援活動

イ 16.2～16.6頃までの民事活動

地域組織との良好な関係醸成により、任務遂行基盤を構築するとともに、直接的な復興支援業務を行い、地域住民に対し復興を実感させるとともに、雇用を創出して民生、民心の安定に寄与する。

時期	活動内容
16.2.19	限定的医療支援開始
16.3.26	給水活動開始
16.4.5	宿营地給水所開設
16.5.1	アル・グヒール道路補修開始
16.5.3	ワルカ村道路補修再開
16.5.11	国道8号線交差点工事開始
16.5.16	医療用品（57品目）供与式（ODA）
16.5.17	アル・ヘデフ小学校補修工事開始（役務）
16.5.22	医療用技術指導器材紹介（ヒドル病院）
16.5.30	サマワ女子校補修開始
16.6.5	アル・クワシ道路補修開始（スウェル）
16.6.8	ハドバー小学校補修開始（マジッド）
16.6.15	オリンピックスタジアム補修開始
16.6.24	アル・ヒドル中学校補修開始
16.6.29	ムサンナ中学校補修開始

（2）教 訓

ア 現地住民の心情とニーズの把握を積極的に実施することが重要

業務支援隊長を始め各隊員が地元住民との連携に心がけるとともに、現地住民の心情とニーズの把握を積極的に実施した。

活動開始前、部隊の展開から活動開始まで、あるいは住民に活動が実感されるまでの業務支援隊長以下の活動は、今後の派遣から活動開始までの民事施策上極めて重要である。

イ 部隊の安全確保に極めて有効

活動開始当初に積極的なHIAが展開され、SU（スーパーウグイス嬢）作戦等の隊員による現地住民への接し方に対する配慮とあいまって、地域住民の日本隊に対する親近感を高めることができた。

また、現地住民の期待感に応え続けるため、様々な努力を重ね、HIAとともに、草の根無償資金協力等による民事活動を実施し、復興の実感を継続させる施策がとられていった。

1次隊で実施され継続されたSU作戦もまた地域住民の心情に訴えかける優れた施策であり、積極的なHIAと各隊員の現地住民への接し方が、非常に良好な現地住民の対日本隊感情を生み出し、部隊の安全確保に極めて有効に作用した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(3) 提 言

ア 活動初期における計画的な住民施策

計画に明確化されないまま、現場指揮官の才覚で活動初期の不安定な状況を乗り切った形となった。しかし現地入り直後からのH.A、現地住民に対する対応のガイドライン等は有効であるため、事前調査の段階から関連情報の取得に努め、施策とその手順を明確化し、計画的に適用できるよう事前に綿密に計画し、当初の部隊防護の一環、復興支援の円滑な開始のために有効な手段である。

イ アセスメントチーム等を編成

派遣国の状況が応急復旧の段階なのか、復興段階に移行しているのか、確実に掌握し、適切に対応しなければ、現地住民のニーズに応えることができない。サービス提供主体では、地域経済の復興を妨げる恐れもあることから、アセスメントチーム等を編成し、適時かつ柔軟に活動内容を変化させることが必要である。

第3章 復興支援活動

7 法 務

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 損害賠償

本派遣団は、軽微な事故は発生したが、賠償事案には発展しなかった。

時 期	内 容
16. 2. 18	
16. 3. 10	
16. 4. 16	
16. 9. 8	

イ 災害補償

時 期	内 容
16. 7. 24	
17. 2. 5	
17. 2. 9	
17. 7. 11	
17. 10. 13	
18. 3. 11	
18. 3. 24	
18. 6. 26	
18. 6. 27	

第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 土地交渉

時 期	内 容
16. 1. 20 ～2. 28	
16. 2. 29 ～3. 20	
16. 3. 21 ～4. 16	
16. 4. 17	
16. 11. 23 ～	
16. 12. 26 ～	
17. 3. 12	
17. 3. 10	

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係

(ア) 部隊行動基準等

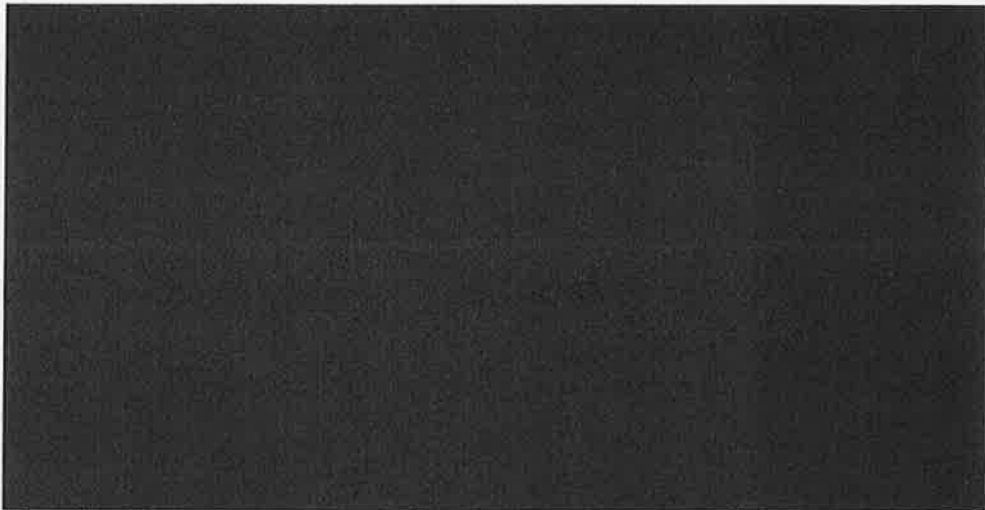
- a 部隊行動基準は、派遣部隊に安心感を付与できるよう作成
- b 国内法令の運用要領は、イラクの現地情勢を加味し、各級指揮官が、いつ、どのような場面に武器を使用できるかについて規定

(イ) 派遣間の事象



(ウ) 武器使用に関する部隊長の意識





(2) 教訓

ア 損害賠償に関する教訓

- (ア) 長官の承認を得て、国外における活動部隊に初めて賠償権限を付与したことは、今後イラク型の派遣の際、活用できる。
- (イ) 国内における見舞金制度を国外で使用可能とし、見舞金の運用の幅を拡大したことは、今後活用できる。
- (ウ) 現地における賠償実施に際しては、現地の文化・慣習を尊重するとともに、他国軍との均衡が必要である。業務支援隊法務官は、英軍賠償担当官から、イラクにおける英軍の賠償実施実績及びイラク裁判所作成の賠償金相場について情報を収集し、事案発生に備えて腹案を保持した。今後ともこのような措置が必要である。

イ 災害補償に関する教訓

- (ア) 現地における迅速な発生事実の報告を可能とし、現地において、あるいは帰国後の速やかな認定可能とするため、規則等の改正及び業務支援隊要員に対する派遣前の導入教育が必要である。(軽易な事案。明らかな事案)
- (イ) 認定に長時日を要する事案では、部隊の解散により、認定資料の整理が不十分となるため、帰国後も資料収集のため、原所属部隊の協力を得る方策の検討が必要である。

ウ 土地交渉に関する教訓

(ア) 借り上げ候補地2ヶ所(複数)選定

今回は、借り上げ候補地が1ヶ所であったが、価格交渉を有利にするため、候補地を2ヶ所(複数)選定する方策も考慮する必要がある。

(イ) 借り上げ候補地に多数の地権者が存在したため交渉が困難

地権者数が少なく、権利関係が複雑でない土地又は政府の土地等を視点として立地条件以外に土地の権利関係も調査が必要である。

(ウ) 現地弁護士(当初1名、その後2名)との契約、活用がきわめて重要

3月下旬から4月にかけて、地権者との調整、アラビア語の協定書の作成等積

第1編 イラク人道復興支援行動史

極的に活動し、「地権者、部族からの苦情等への対応」「新たな地権者からの地代要求への対応」等を実施した。

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係に関する教訓

(ア) 部隊行動基準

部隊行動基準を作成ことにより、隊員は自信を持って任務を遂行。

また、テロ等の脅威に対処する場合の指揮官の状況判断の難しさを踏まえ、武器使用の判断基準として、国内法令の運用要領を作成し、部隊に徹底をはかれたことは適切。

(イ) 武器使用の判断

適切な判断のためには、訓練及び情報が極めて重要である。

(ウ) 武器使用の正当性（法務）のあり方に関する教訓

陸上自衛隊は創隊以来一度も任務遂行間射撃を行ったことがなく、未経験であることから、正当な武器使用とその説明について教育訓練を重ねる必要がある。

(3) 提言

ア 損害賠償に関する提言

引き続き、派遣先における損害賠償の習慣等について、派遣の前及び期間中を通じて把握して賠償等業務を実施し、部隊行動への阻害事項を防止する必要がある。派遣部隊に賠償権限を付与するか、付与せずに陸幕が権限を保持して賠償事案を処理するかは、派遣部隊の規模・派遣期間を考慮して検討することが必要である。

イ 災害補償に関する提言

引き続き、迅速かつ円滑な公務認定が実施できるよう関係者の業務能力の維持・向上を図る必要がある。

ウ 土地交渉に関する提言

(ア) 派遣先特定に伴い、早期に宿営候補地を複数既定するとともに、地権者を特定して交渉を有利化する必要がある。

(イ) 交渉に先立ち、現地住民の交渉・契約に関する習慣や風習等の情報を収集する必要がある。

(ウ) 土地の使用に関して地権者との交渉・合意を必要とするなら、我が国の政策実行が地権者の意志に大きく影響されてしまう。従って、国連の枠組みではない国際的な平和活動に参加する際の、土地使用の国際法上の根拠について整理が必要である。

エ 防衛政策と部隊行動基準の関係に関する提言

将来的に治安維持任務を担い、更に幅広い武器使用権限が付与される場合は別段の考慮が必要である。

オ 武器使用統制の正当性（法務）のあり方

平素の治安行動の訓練等における武器使用の説明要領等を含めた教育訓練の実施が必要である。

第3章 復興支援活動

海外任務における武器使用規定を有する法律の経緯

施行年月日	法律名	要 件	防 護 対 象				指揮官による命令の規定
			自己	現場に所在する他の自衛隊員	保護の下に入った当該輸送の対象	職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者	
4.8.10	国際平和協力法	派遣国において国際平和協力業務に従事	○	○ +協力隊員			
10.6.12	国際平和協力法の改正	同上	○	○ +協力隊員			○
11.5.28	自衛隊法の改正	在外邦人等輸送に従事	○	○	○ (輸送対象の邦人等)		
11.8.26	国際事態安全確保法	後方地域支援・後方地域復興援助活動に従事	○	○ +共に職務に従事する者			
13.11.2	予口対策特措法	協力支援活動・復興援助活動・被災者救済活動に従事	○	○		○	○
14.1.14	国際平和協力法の改正	派遣国において国際平和協力業務に従事	○	○ +協力隊員		○	○
15.7.26	イラク特措法	対応措置に従事	○	○ +イラク復興支援隊員		○	○

危害許容要件は全て正当防衛・緊急避難

法律における海外任務遂行時の武器使用規定

施行年月日	法律	武器使用規定
4.8.10	国際平和協力法	第二十四条 3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画を定める装備である武器を使用することができる。 4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。 6 自衛隊法第九十五条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。
10.6.12	国際平和協力法の改正	第二十四条第三項の次に次の二項を加える。 4 前二項の規定による小型武器又は武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 5 第二項又は第三項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた小型武器又は武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。
11.5.28	自衛隊法の改正	第百条の8 3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第1編 イラク人道復興支援行動史

施行年月日	法 律	武 器 使 用 規 定
11. 8. 25	周辺事態 安全確保 法	第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。 2 第七条第一項の規定により後方地域治安維持活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。 3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
13. 11. 2	テロ対策 特措法	第十二条 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救済活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
14. 1. 14	国際平和 協力法の 改正	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項中「他の隊員」の下に「若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」を加え、同条第二項及び第三項中「若しくは隊員」を「隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を削り、同項を同条第九項とする。
15. 7. 26	イラク特 措法	第十七条 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう）、イラク復興支援隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第四条第二項第二号二の規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。 2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。 3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。 4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

8 情報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 先遣隊及び本隊の派遣及び当初の活動

(ア) 先遣隊及び本隊の派遣

[Redacted text block]

(イ) 当初の活動

[Redacted text block]

イ 語学教育体制

国外任務に不可欠な語学要員の教育は、教育基準に基づき、6～7週間の語学教育を実施したが、各種正面において特に英語力が必要であった。

現地においては、業務調整を実施する幹部をはじめ、ゲートにおける警備や施設整備等を実施する曹士クラスまで役務通訳を必要としたが、多国籍軍兵士との直接的な調整等に際し、英語による意志疎通ができれば任務遂行に有利であり、また、情報収集のための、システムの活用に際して、英語力が必要であった。

カ 群2科と隊2科の情報分析機能集約（要員の移管）

[Redacted text block]

第1編 イラク人道復興支援行動史

キ [redacted] の選定及び運用

(ア) 経緯

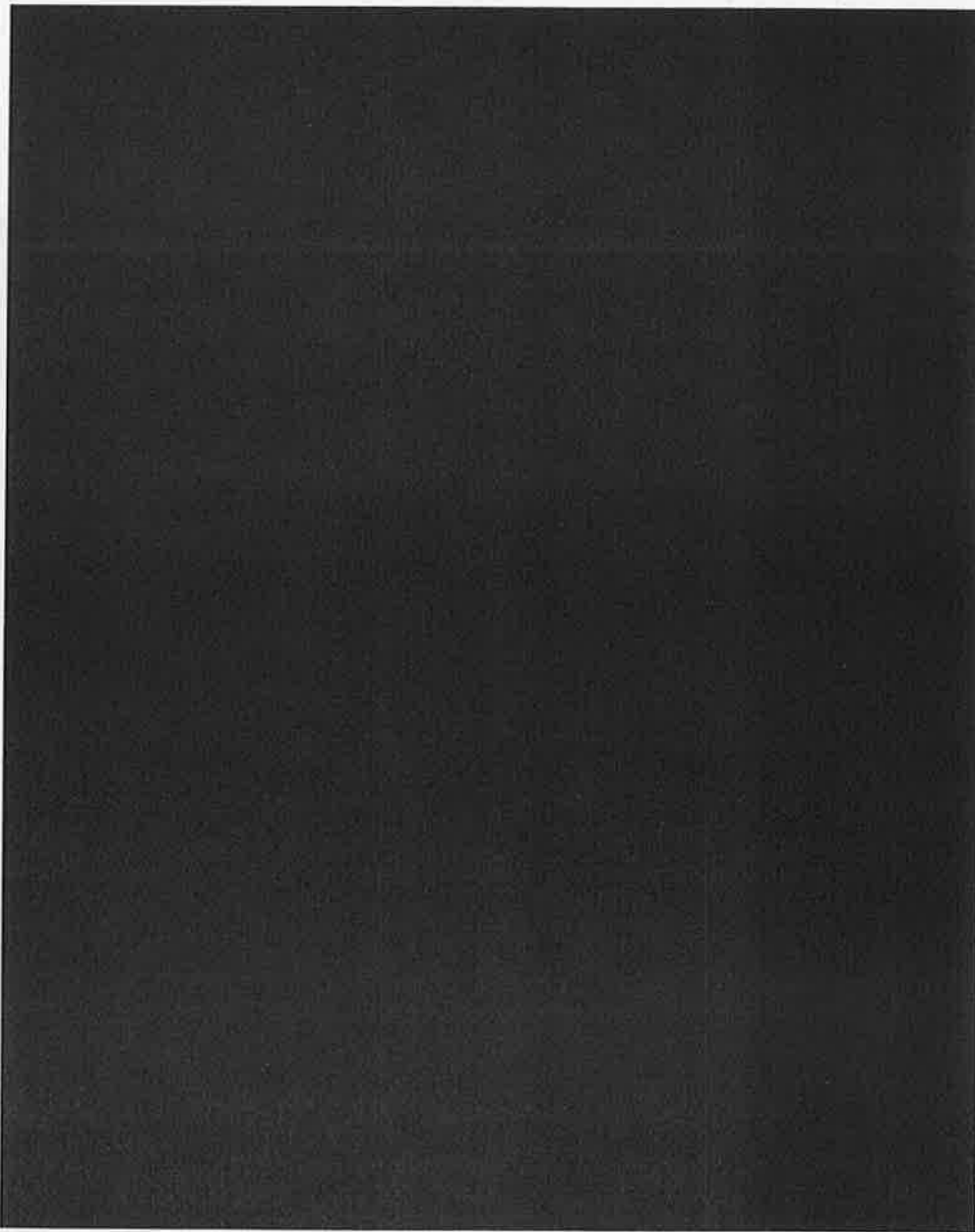
時期	内容
15. 9.	[redacted]
16. 3.	
16. 4.	
16. 5.	
16. 7. 1	
16. 8. 7	
16. 8. 10	
16. 8. 31	

(イ) [redacted] に関する検討

[redacted]

ク

[redacted]



ケ 本国からの派遣部隊に対する情報支援



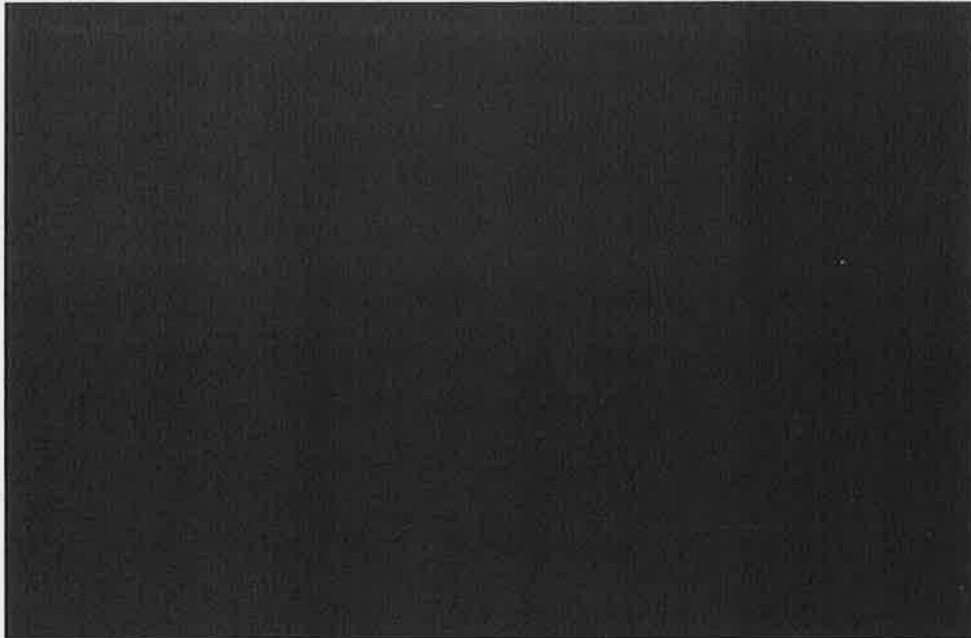
第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) 保全

第1次復興支援群は、陸幕や情報保全隊から支援を受けて、隊員に対する報道関係者への対応、家族との通信連絡及び帰国後の保全に関する保全教育を継続的に実施した。

(2) 教訓

ア 先遣隊の派遣及び当初の活動



イ 語学教育体制に関する教訓



ウ 情報分析機能集約(要員の移管)に関する教訓



第3章 復興支援活動

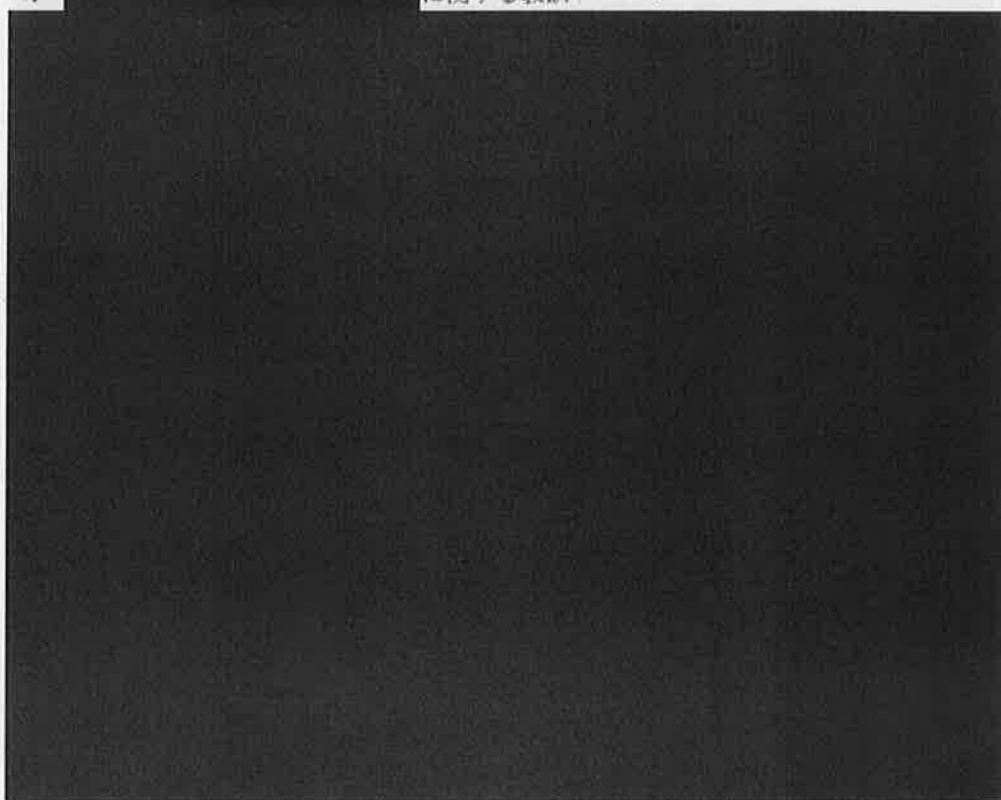
エ

の選定及び運用に関する教訓



オ

に関する教訓



第1編 イラク人道復興支援行動史

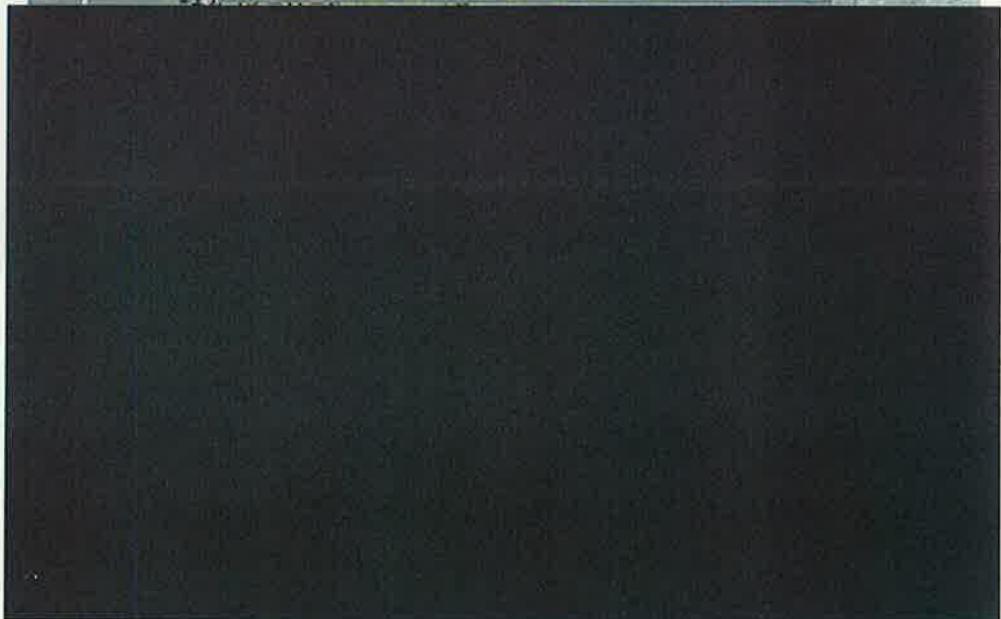
9 情報通信

(1) 陸幕が実施した施策

ア 通信所要の見積りについて

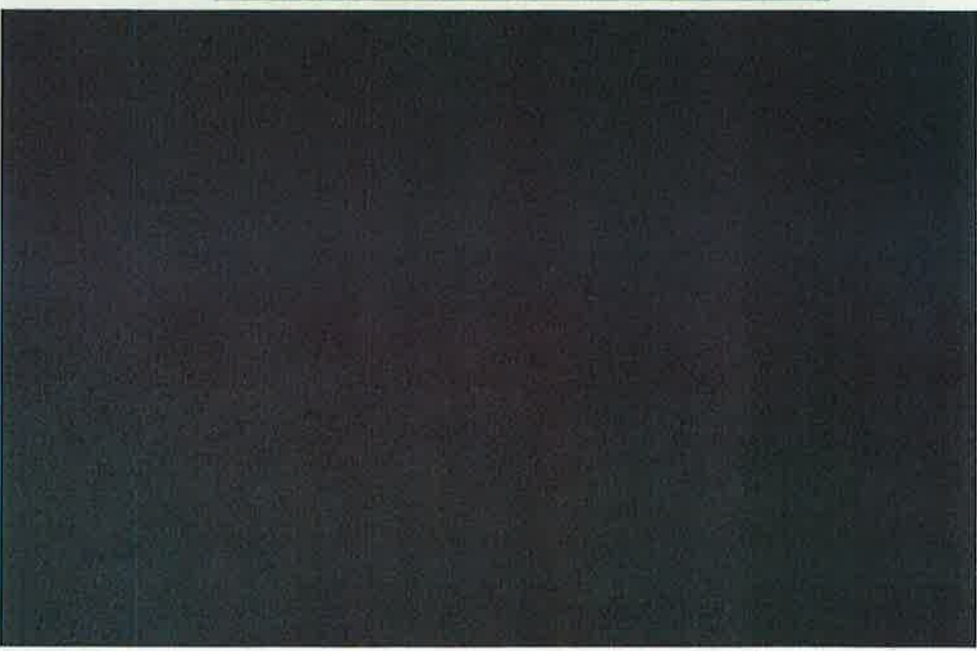


バグダッド
イラク復興支援通信現況(イラク周辺)



イラク復興支援通信の概要

5



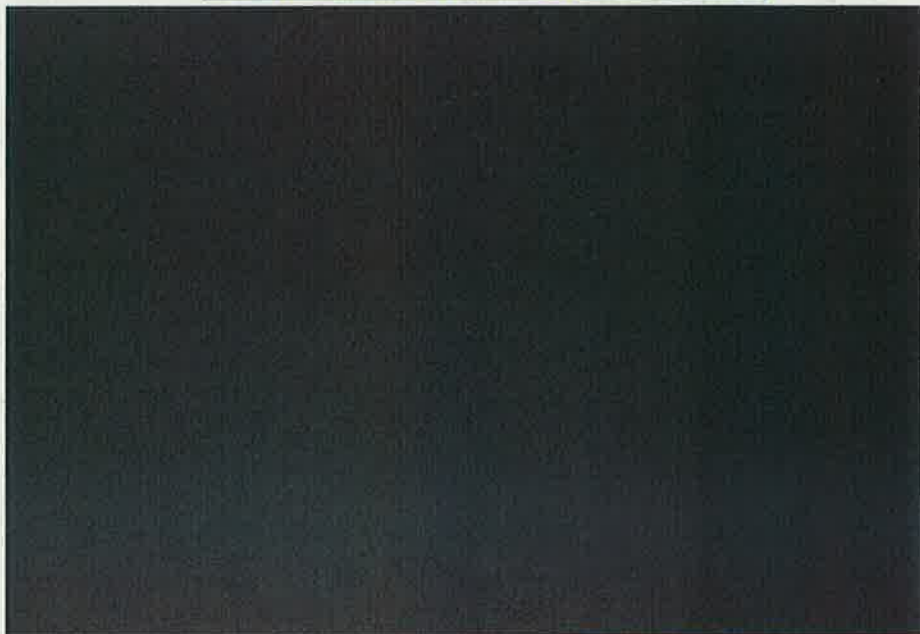
第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 通信機材の掌握



情報通信部隊の編成及び勤務要領（1／2）

1

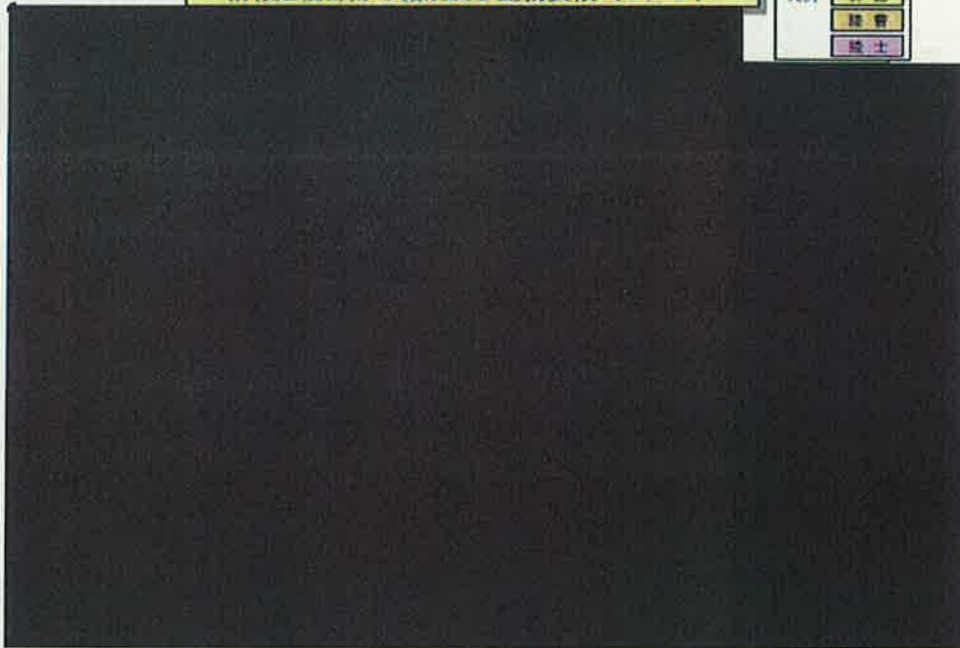


第3章 復興支援活動

情報通信部隊の編成及び勤務要領（2／2）

14

凡例	幹部
	隊 長
	隊 士



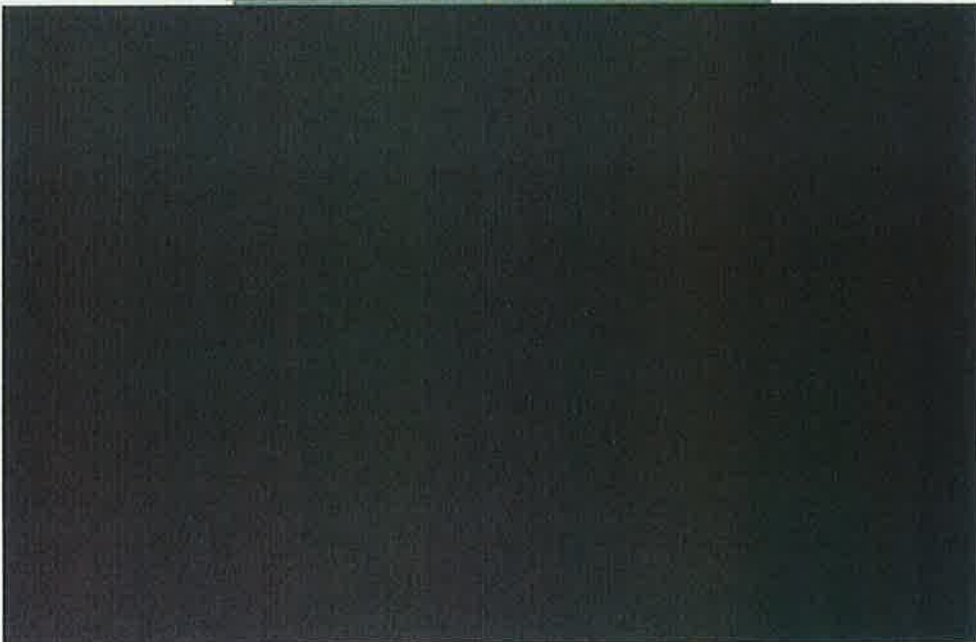
第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ システムの運用



システムの概要

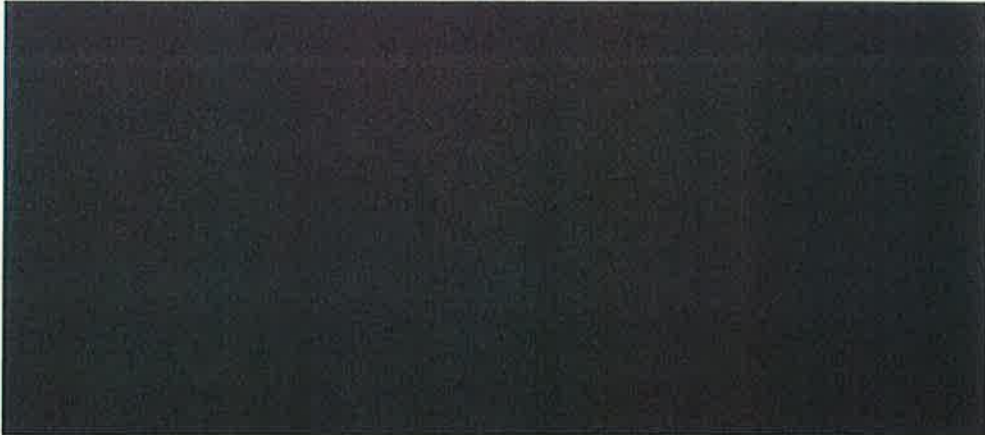
10



第3章 復興支援活動

エ テレビ会議システムについて

(ア) 現地と本邦間の通信回線において、テレビ会議システムを導入することにより、現地指揮官及び幕僚等と直接顔を合わせて会議するとともに、現地の情勢、作業の進捗状況等についてプレゼン資料の活用により、共通の認識を持つことができ、円滑な任務遂行に極めて有効であった。



テレビ会議システム



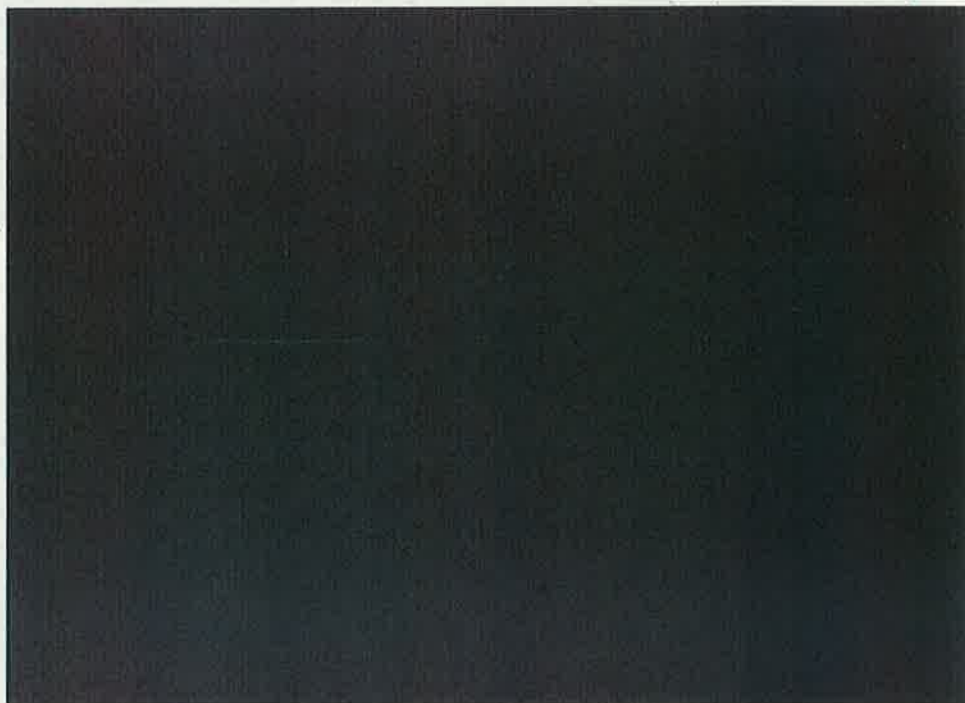
第1編 イラク人道復興支援行動史

オ 留守家族用TV電話について

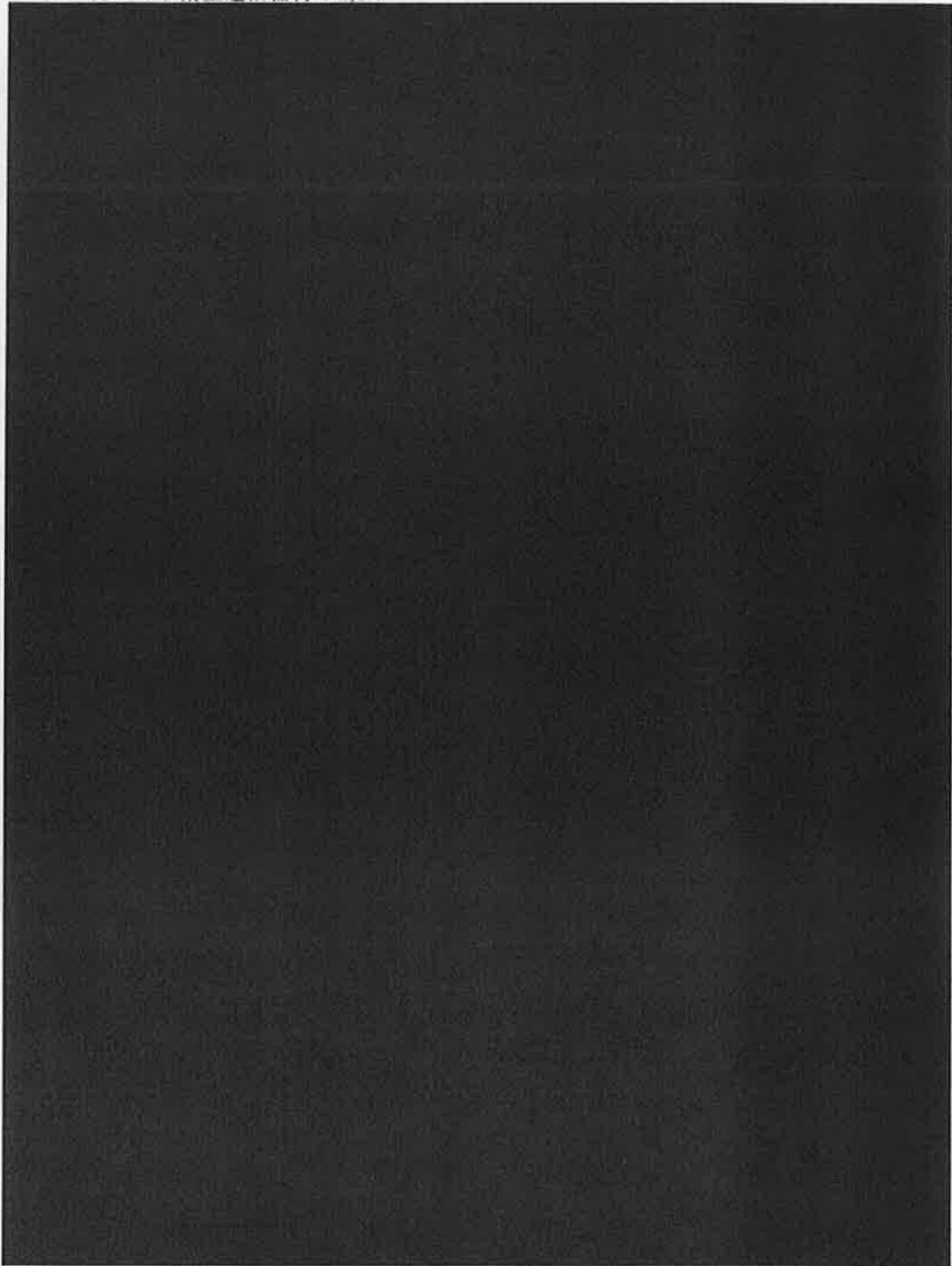


イラク復興支援通信の概要

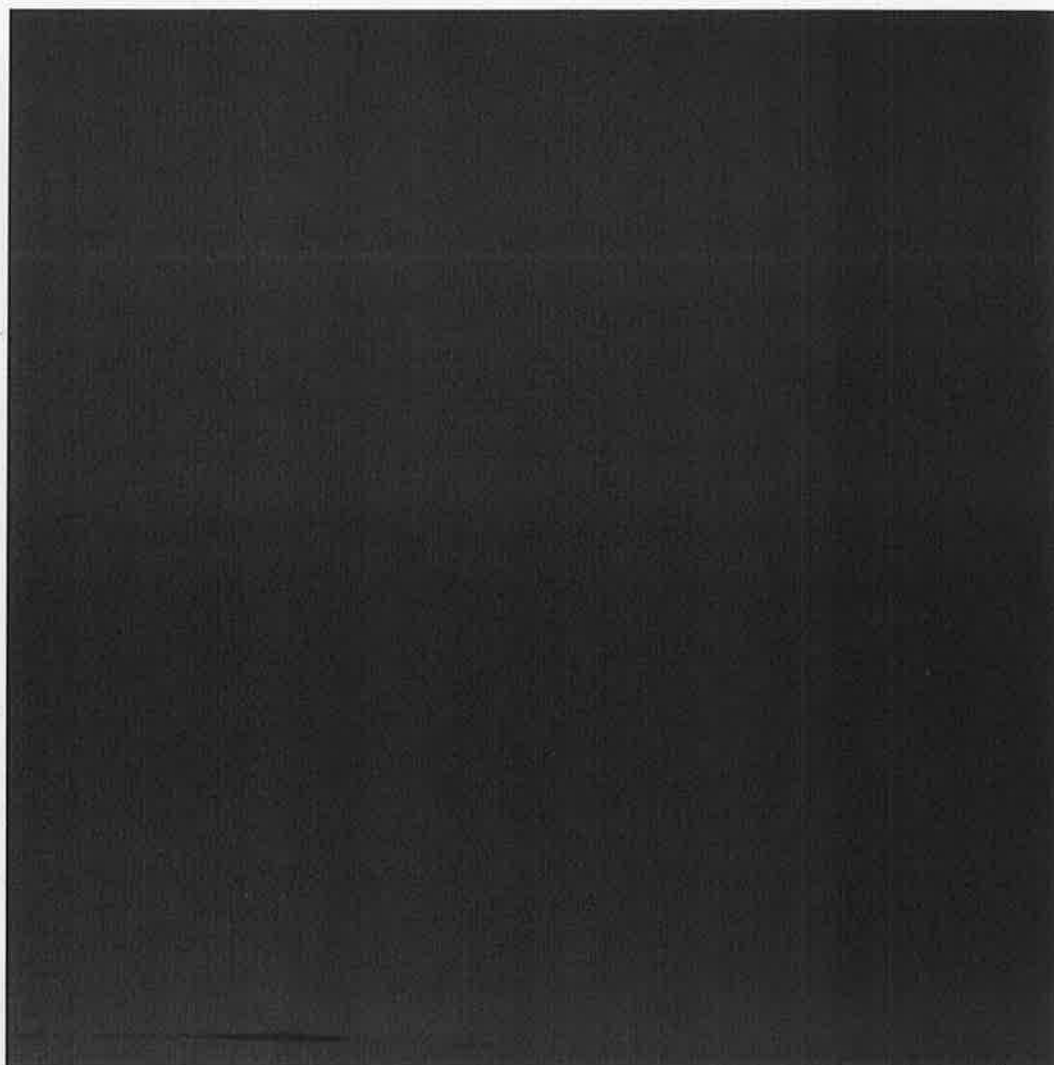
8



カ Xバンド衛星通信器材の導入



第1編 イラク人道復興支援行動史



第3章 復興支援活動

キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分け

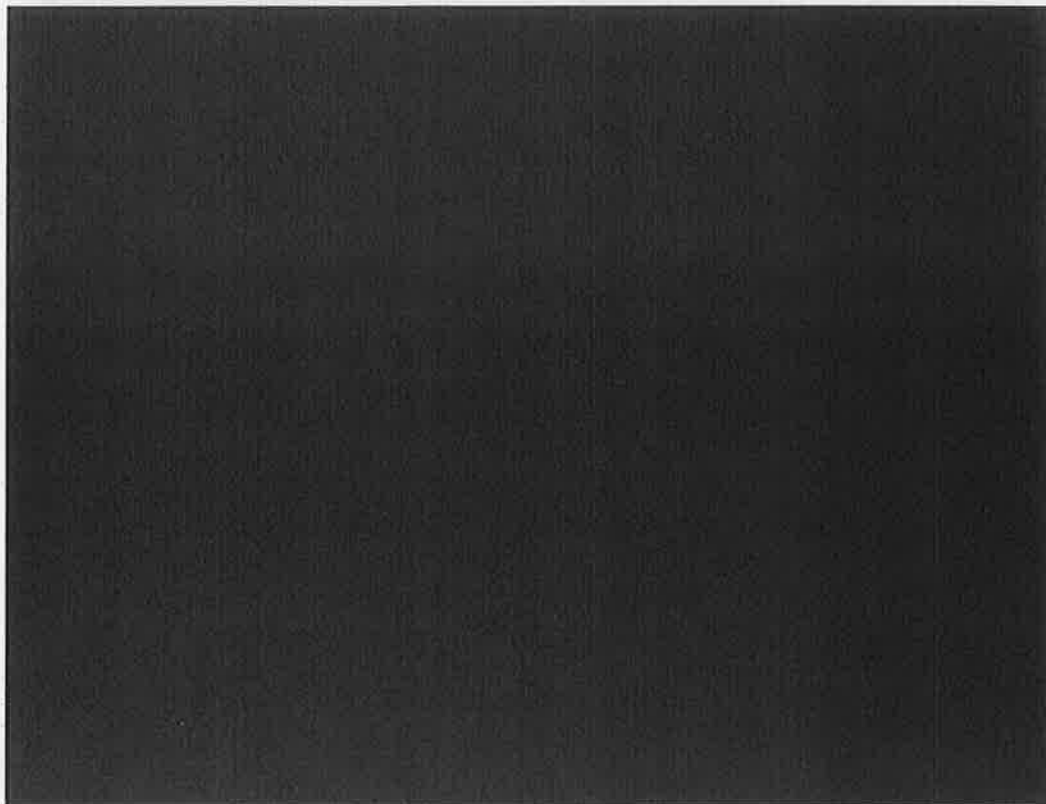
区 分	衆 務	陸幕情報通信室	統幕 J 6 (運用班)
-----	-----	---------	--------------

第1編 イラク人道復興支援行動史

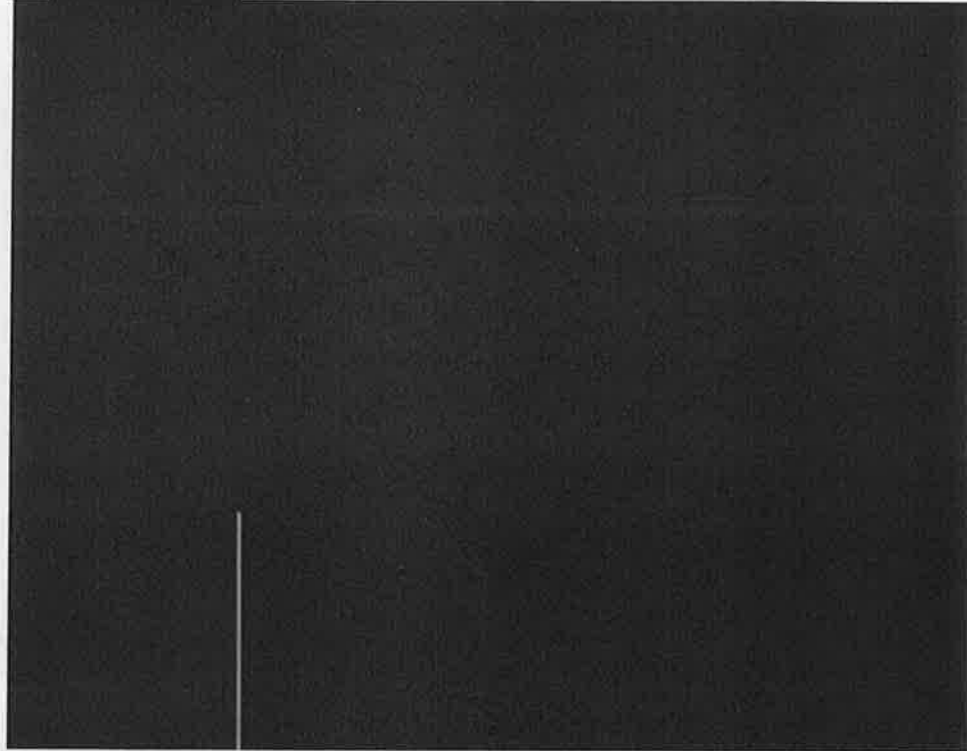
ク 野外通信所における正式文書の取扱い



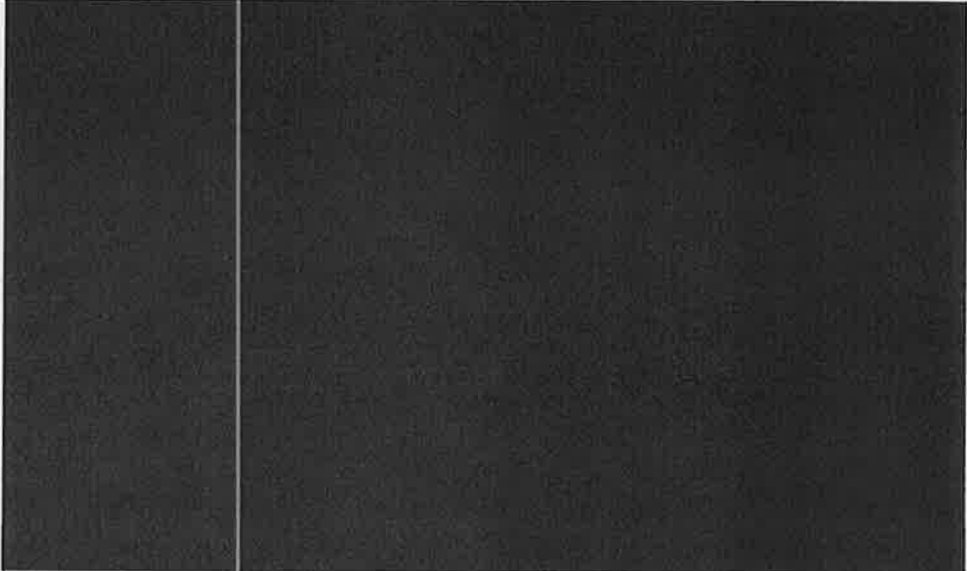
44



ケ

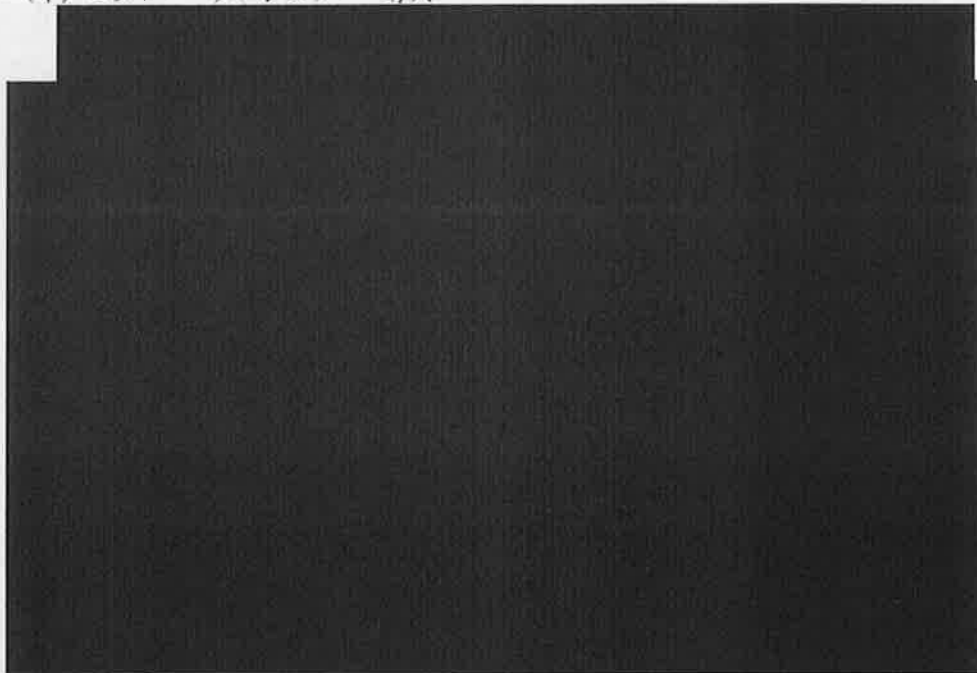


コ 情報通信設備



第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) コンピューターシステムの導入



サ 無線機の有効性



第3章 復興支援活動



AMアンテナ(LP)への航空障害灯取り付け

40

●AMアンテナ(LP)への航空障害灯取り付けの理由
航空機等の安全を確保するため設置したもの

●航空障害灯の運用

- ・夜間、航空機等が盲地帯近傍を通過する際、電源を入れる。
- ・不必要時は、盲地帯の位置を特定するため、電源を入れない。

●構成担任

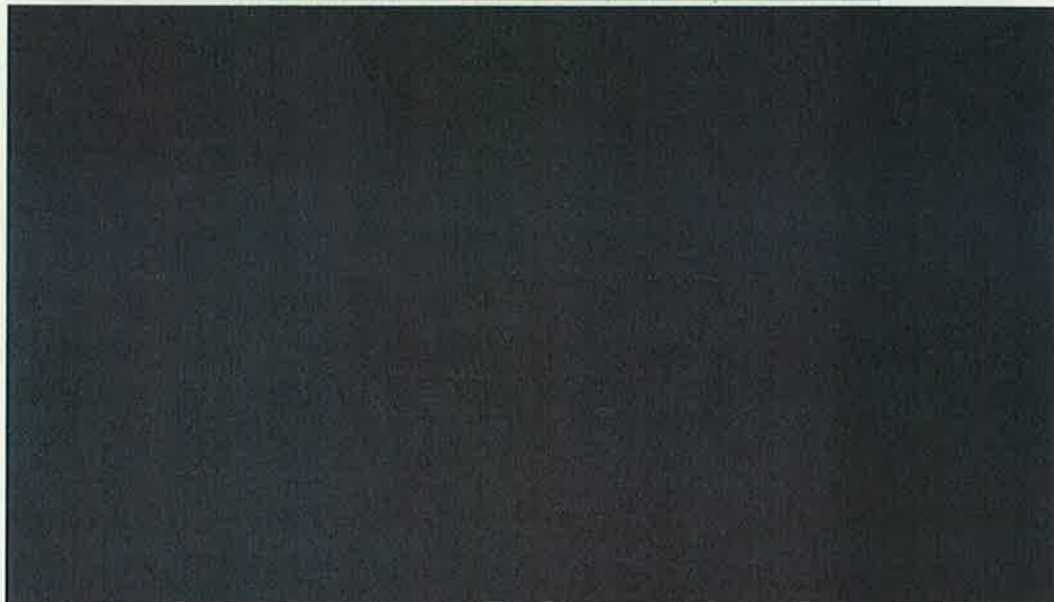
- 取り付け 通信小隊無線班
- スイッチボックスの作成 通信整備班

●構成所要

- 取り付け 1日
- スイッチボックスの作成 1日

トランシーバ(モトローラ)使用チャンネル【4次群】

39



第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 教訓

ア 「通信所要の見積りに関する教訓」

計画段階において各展開地域における細部ニーズを確実に把握し、構想決定から計画へ反映する必要があった。

特に民生品活用にあたっては、現地の気象条件に適した器材を当初から導入する必要がある。

イ 通信機材の掌握に関する教訓

[Redacted text block]

ウ システムの運用に関する教訓

[Redacted text block]

エ テレビ会議システムに関する教訓

[Redacted text block]

オ 留守家族用TV電話に関する教訓

[Redacted text block]

カ Xバンド衛星通信器材の導入に関する教訓

[Redacted text block]

キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分けに関する教訓

[Redacted text block]

第3章 復興支援活動

ク 野外通信所における正式文書の取扱いに関する教訓

[Redacted text block]

コ 情報通信設備に関する教訓

[Redacted text block]

(イ) コンピューターシステム

パソコン用の冷却マット等の購入等による酷暑対策の強化が必要である。

[Redacted text block]

第1編 イラク人道復興支援行動史

[Redacted]

サ 無線機の有効性に関する教訓

[Redacted]

(3) 提言

ア 通信所要の見積りに関する提言

[Redacted]

イ 通信機材の掌握に関する提言

[Redacted]

ウ システムの運用に関する提言

[Redacted]

エ テレビ会議システムに関する提言

[Redacted]

第3章 復興支援活動

オ 留守家族用TV電話に関する提言

カ Xバンド衛星通信器材の導入に関する提言

キ 統合運用体制移行後の通信業務の切り分けに関する提言

ク 野外通信所における正式文書の取扱いに関する提言

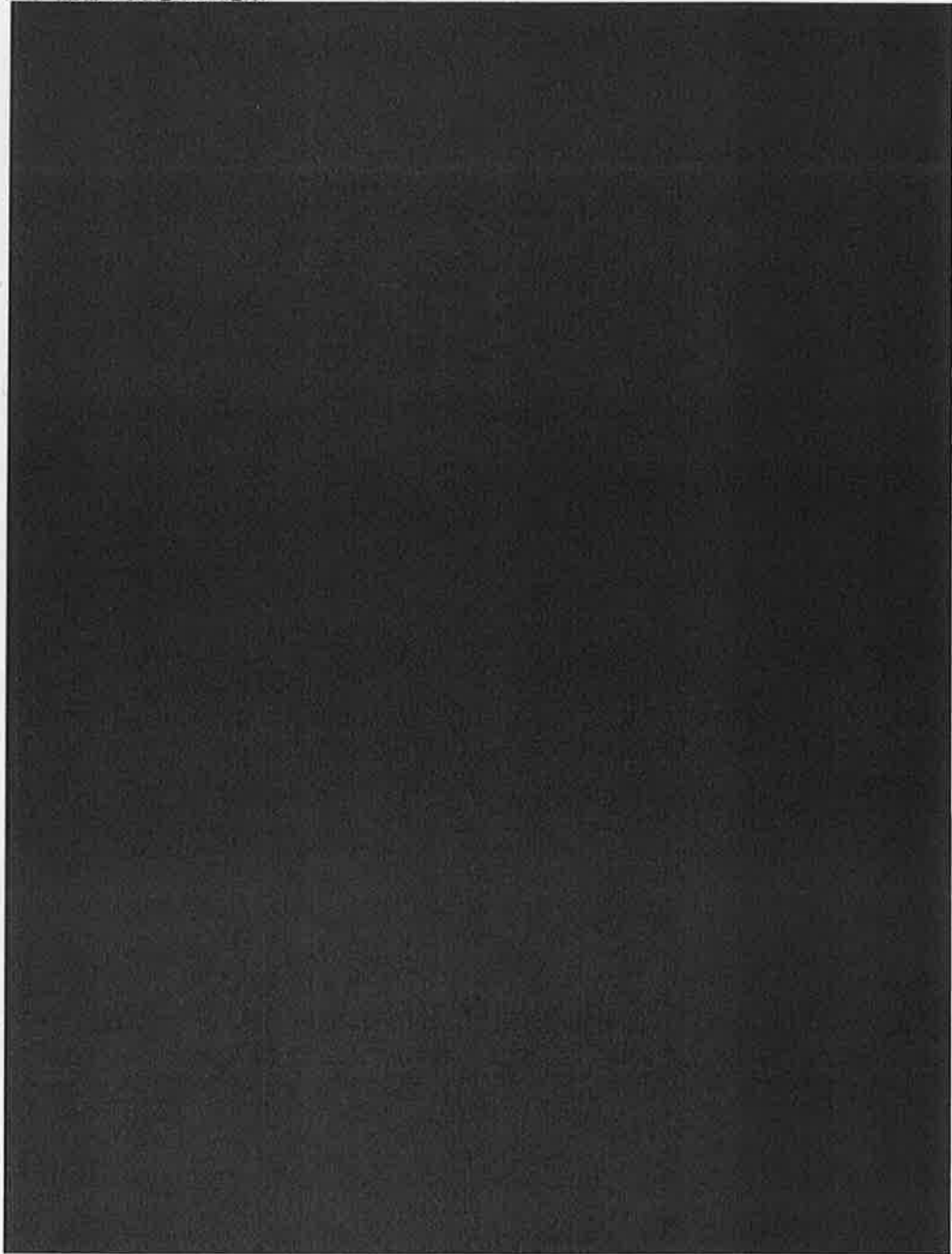
コ 情報通信装備に関する提言

第1編 イラク人道復興支援行動史

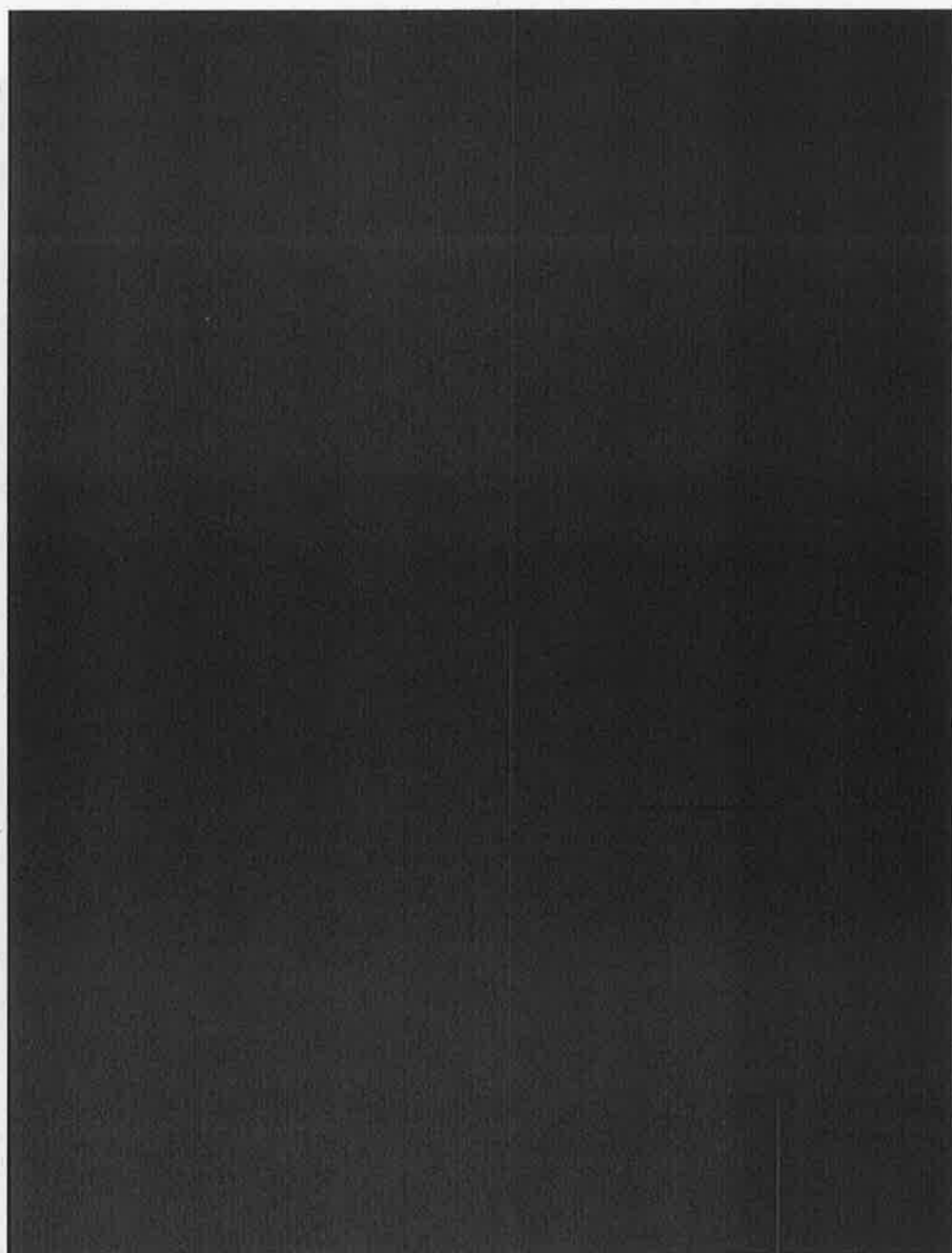


10 兵 站-装備

(1) 陸幕が実施した施策

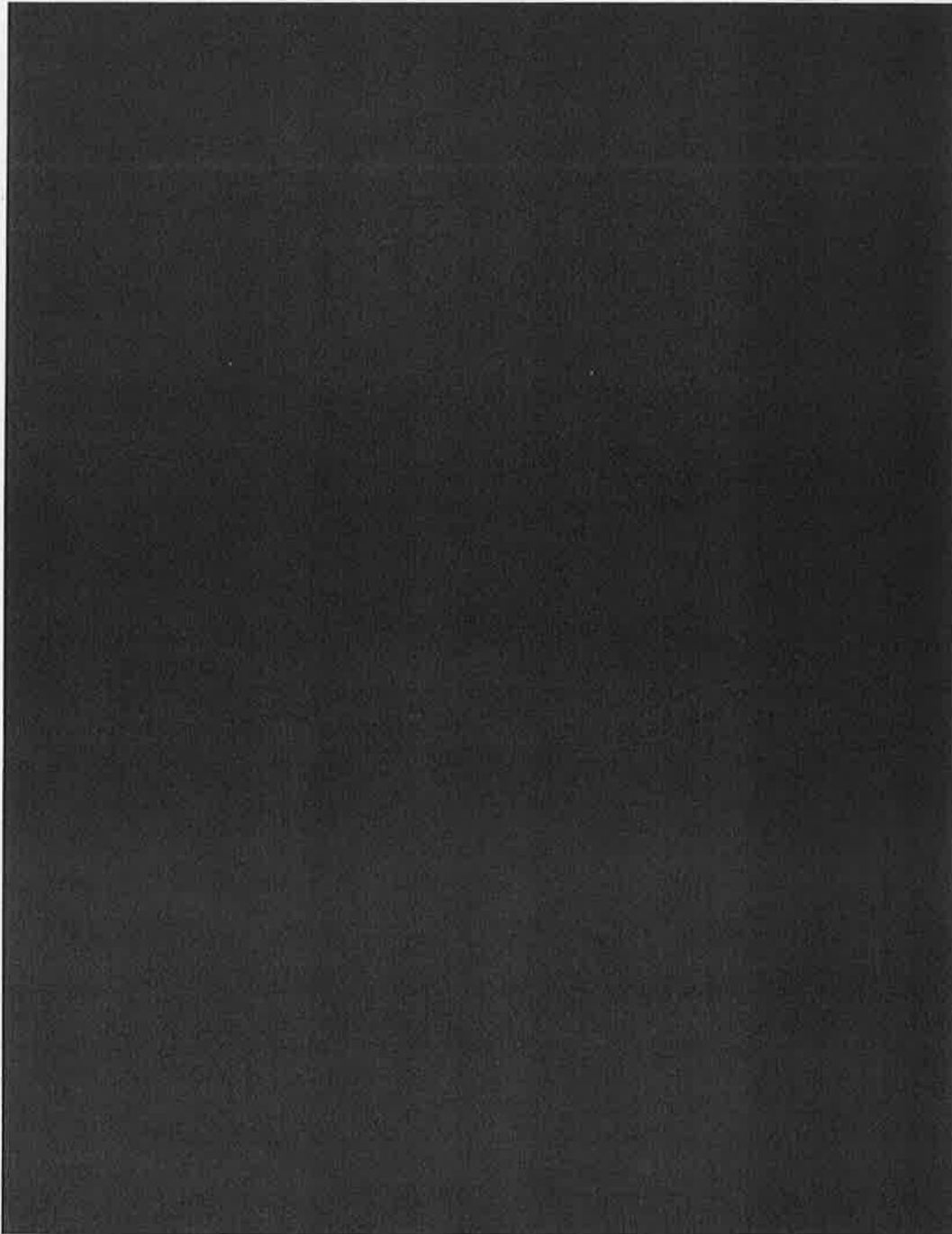


第1編 イラク人道復興支援行動史

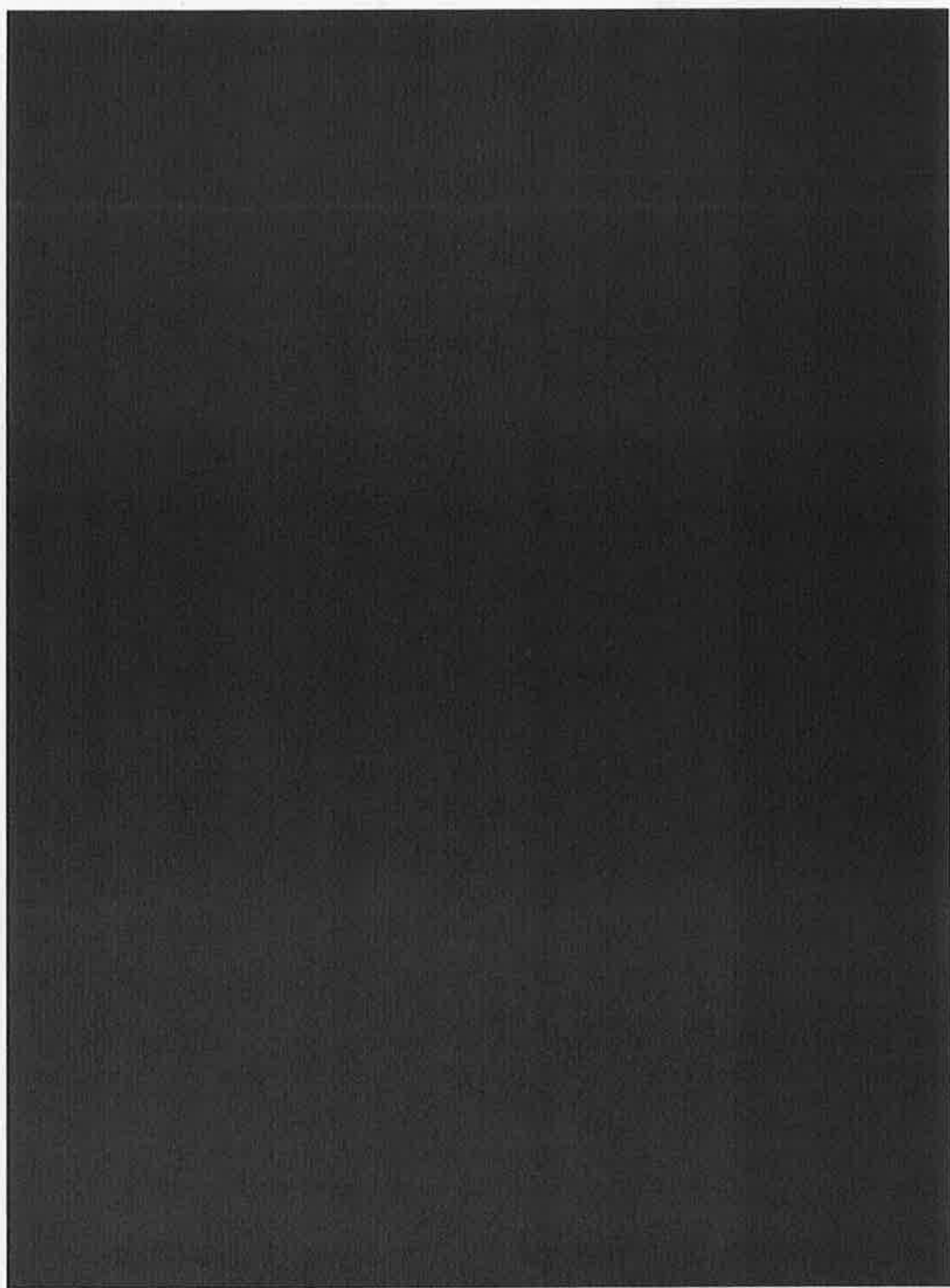


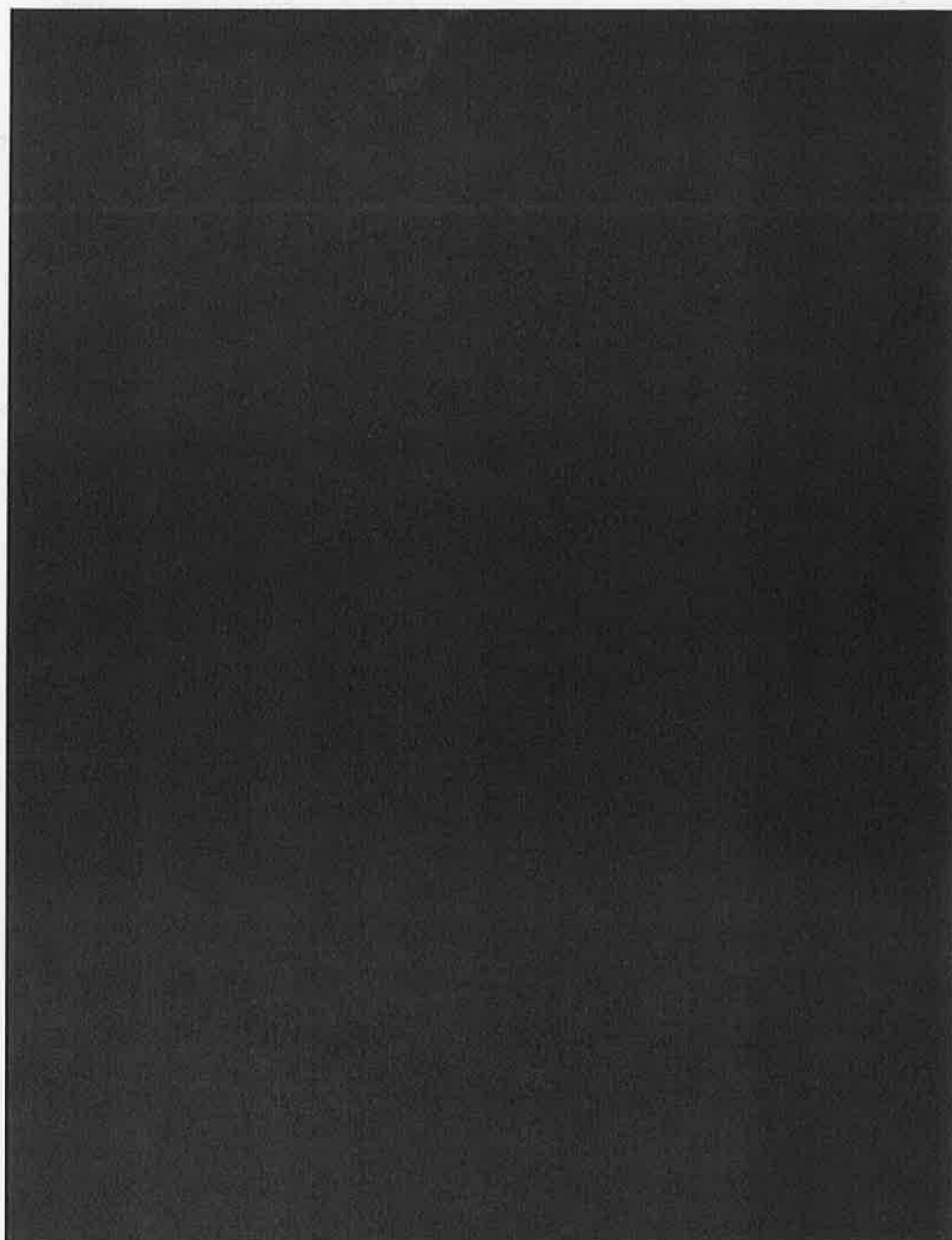
第3章 復興支援活動

コ 事実関係の詳細（装備）

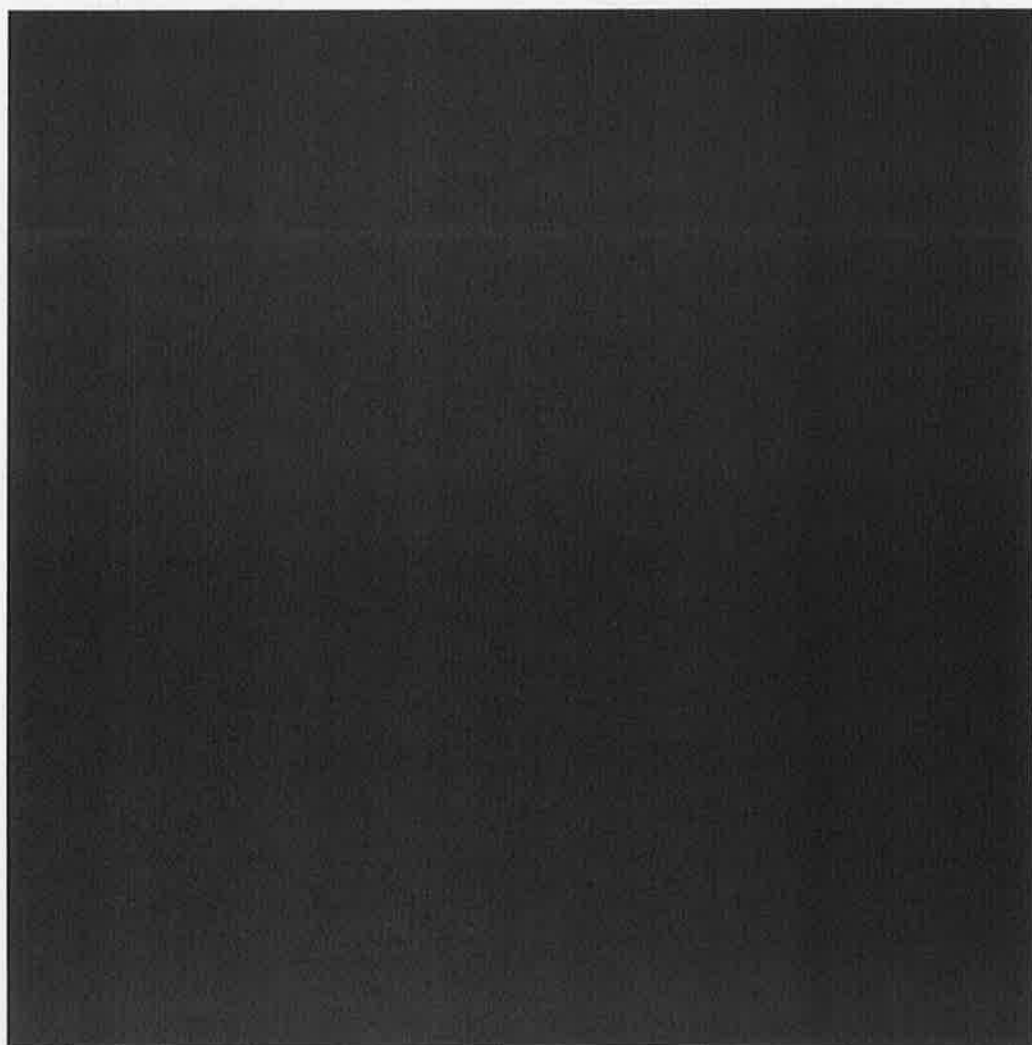


第1編 イラク人道復興支援行動史





第1編 イラク人道復興支援行動史

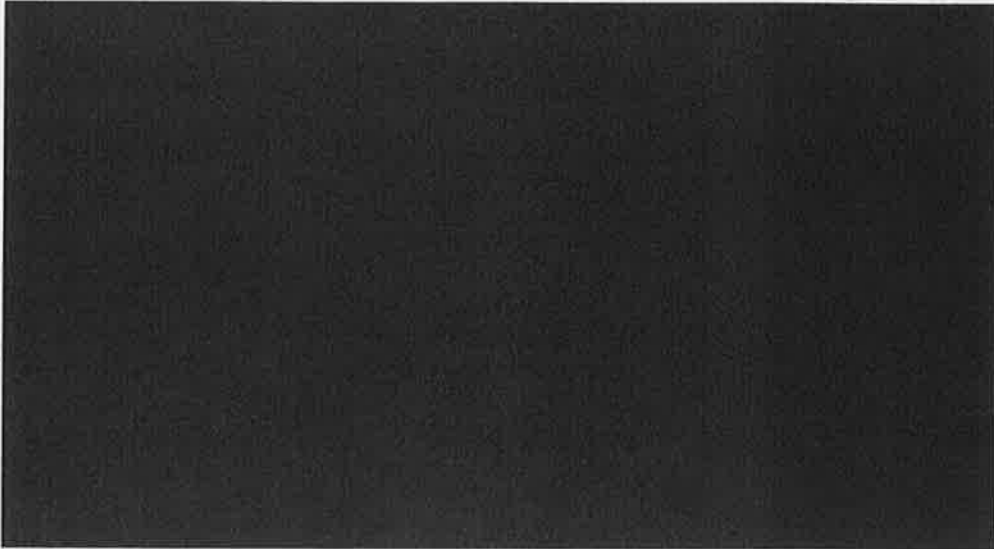


第3章 復興支援活動

(2) 教訓



(3) 提言



第1編 イラク人道復興支援行動史

1.1 運用

(1) 陸幕が実施した施策

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦

(ア) 連合の状況

a 全 般



(b) 指揮官会同への参加、共同訓練、機能別連絡会同の実施

日本のSNR（Senior National Representative）であるイラク復興支援群長は、週に1回バスラに赴き多国籍軍との連携を図った。

(c) コアリションカンファレンス、日米英豪4カ国会議、MND（SE）会議への参加

庁は、現地部隊と密接に連携を図りつつ、中央（内局、統幕、陸幕、防衛駐在官、大使館員）においても、多国籍軍との主導的な調整を実施した。

b ムサンナ県での各軍の状況

(a) 全 般

1 陸自は、脅威に対応しつつムサンナ県の人道復興支援活動を整齊と行うため、前半は英蘭軍と後半は英豪軍とムサンナ県における連合作戦を実施した。

2 参加国軍隊の任務分担に応じた連携

(1) 英蘭軍・英豪軍→治安維持活動

(2) 陸上自衛隊→人道復興支援活動

(b) 蘭軍（蘭戦闘群）の状況

1 蘭軍の陸自に対する姿勢

蘭軍は積極的に陸自のあらゆる要求に対応した。

例：補給品等の供与・貸し出し、工兵支援、極秘ファイル情報の提供、医療品の提供、医官の派遣

2 陸自と任務の明確な切り分け

イラク復興支援群長と蘭軍大隊長の合意に基づき、任務を治安維持活動と人道復興支援活動を明確に切り分けた。



(c) 英軍 (TFE) の状況

1 全 般

TFEは蘭軍の後退に伴い、本国やMND (SE)から派遣された人員からなる混成部隊で、キャンプスミッティで逐次編成された。

4 連合関係の構築

陸自は、蘭・英軍の交代に伴い、英軍と認識を一致させるとともに親睦・交流等を通じ、隣接両軍との緊密な連携関係を構築した。ウェルカムパーティ(歓迎会行事)を実施するとともに、逐次の調整の実施により共同訓練を実現させる等スムーズに日・英の連携関係の構築が図れた。

また、蘭軍に対しては、フェアウェル(送別会)行事等を通して蘭軍の日本隊に対する支援に謝意を示し、隊員同士の親睦を深めることにより日・蘭両国の友好関係に寄与した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(d) 英豪軍 (TFM) の状況

1 全 般

豪軍の参加に伴い編成され、治安維持・教育訓練・民生支援・選挙支援の4つの作戦を実施して日豪軍は治安維持の分野で連携した。

2 TFMの任務

○ 治安維持

責任区域の安定化：情報収集、パトロール、国境パトロール

○ SSR (教育訓練)

IP (イラク警察)、DBE (国境警備隊)、IA (イラク軍：2ndBn/2B)、指揮機関CPX-MND(SE)

○ 民生支援 (CIMIC)

人道復興支援

○ 選挙支援

投票準備、国境・県境移動統制、選挙警備のIP/IA支援

4 連携強化のための諸施策

(1) 情報共有・意思疎通のための施策

各種調整会議等により情報共有を図り、活動要領を決定した。

(2) 指揮官・幕僚交流

指揮官交代時、指揮の結節時等に高官・指揮官の相互訪問を実施した。

(5) 相互の信頼醸成のための交流行事

- 体育活動（タッチラグビー、ソフトボール、バレーボール等）
- 日本の伝統行事（餅つき、盆踊り、お茶、生け花等）

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策

（ア）イラク国民

- a イラクは基本的に部族社会
- b 部族とは、経済的な利益を共有する家族等の集まり
- c イラク人は、国家以上に部族や家族を大切にする民族

（イ）ムサンナ県の住民感情

- a 日本に対する住民感情は一般的に良好

第1編 イラク人道復興支援行動史

- b 一部に反多国国籍軍の感情を持つものが存在
サドル派の過激分子「跳ねっ返り」等
- c 電力供給の問題から電力消費が高くなる夏に反多国国籍軍の感情を持つ危険性あり

(ウ) 民心をめぐる各種施策

a 関係機関

(a) 外務省

陸上自衛隊と密接に連携し、事業の展開・雇用の創出を実施して、民心の安定に最大限寄与

(b) 英豪軍

陸上自衛隊に派遣された英豪軍のLOを通じて、住民に関する情報を入手し適切に対処していたが、17年5月英軍LOの引き上げに伴い継続的な情報交換に懸念が発生(豪軍とは最後まで連携)

(c) 部族

当初、部族から各種不満が続出したが、役務・隊外調整先等から情報を入手し早期に係累を排除することで、陸上自衛隊に対する感情は改善、次第に陸上自衛隊の能力以上の要求はなくなる

(d) 県知事

安全確保のために部族を統制する県知事と良好な関係を保持し、陸上自衛隊の撤収まで継続

(e) IP (イラク警察)

サマーワの治安を判断する上でIPの情報は必要不可欠なため、警務幕僚を通じて関係構築し情報入手

* イラク人は結婚祝いで射撃するため、結婚式の情報までIPより入手

(f) 現地役務

出島地区での住民情報等入手は有益

b 陸上自衛隊

(a) 陸上自衛隊を歓迎する機運を醸成し民心を安定

- 1 活動前の部族との事前の調整
- 2 活動時の部族に対する公平性の保持
- 3 必要に応じ民生協力やスポーツ交流

* 交流の具体例

文房具の配布、鯉のぼりプロジェクト、七夕祭り、観音フェスティバル、綱引き

(b) 地元住民や有力者に対し地元メディアを活用して各種の情報を発信し、陸上自衛隊の活動に理解を得た

地元テレビで陸自PRビデオ放映、地元メディアからの取材受け、各施工現場における掲示板等で日本の活動表示、新聞『FUDJ』の発行等による住民への積極的な情報発信

(c) 関係機関と密接に連携

イラク住民、部族等の状況を関係機関から綿密に情報入手し、適切な対処